

**外国人留学生を受け入れる
介護福祉士養成施設向け
相談支援体制構築の手引き**

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

目 次

はじめに	1
I. 在留資格「介護」について	3
1. 在留資格「介護」が創設された経緯	4
2. 在留資格「介護」のスキーム	4
3. 在留資格「留学」で介護福祉士養成施設に入学する学生について	5
(1) 外国人留学生の属性について	5
(2) 外国人留学生の日本語能力について	7
4. その他介護に従事する外国人の受入れについて	9
(1) 『在留資格「特定活動」(EPA(経済連携協定))』について	9
(2) 『在留資格「技能実習』』について	9
(3) 『在留資格「特定技能』』について	9
II. 介護福祉士養成施設として 外国人留学生を受け入れる にあたって	11
1. 外国人留学生の募集	12
(1) 募集方法について	12
(2) 募集にあたって提携する機関	13
(3) 募集の際の注意点	14
2. 入学試験等について	15
(1) 入学試験前に確認すべき事柄について	15
(2) 入学試験の方法について	16
(3) 外国人留学生の入学要件について	18
3. 入学にかかる手続きについて	20
(1) ビザと在留資格の違いについて	20
(2) 在留資格「留学」とは	21
(3) 在留資格「留学」の取得について	23
4. 入学後の手続きについて	25
(1) 在留資格にかかる手続き等について	25
(2) その他手続き等について	26
III. 外国人留学生のサポート体制 について	27
1. 外国人留学生の生活全般についてのサポート体制	28
(1) 外国人留学生が抱える生活全般の不安について	28
(2) 生活全般についてのサポートについて	30

2. 外国人留学生のアルバイト	31
(1) アルバイトの管理	31
(2) アルバイトの斡旋	31
3. 外国人留学生をサポートするために提携する機関	32
(1) 介護施設・事業所との提携	32
(2) 日本語学校との提携	32
(3) 自治体との提携	33
(4) その他教育機関、NPO 等との提携	33
4. 外国人留学生の就職についてのサポート体制	34
(1) 就職活動のサポートについて	34
(2) 就職にあたって留意すべき点	34
5. 外国人留学生の退学・除籍について	36
(1) 外国人留学生が退学したいと思った理由	36
(2) 退学・除籍となった場合の対応	36
(3) 外国人留学生が学び続けたいと思う養成校であり続けるには	37
IV. 外国人留学生の教育内容について	39
1. 日本語学習についてのサポート体制	40
(1) 外国人留学生が抱える日本語学習についての不安等	40
(2) 日本語学習についてのサポートについて	40
2. 介護学習についてのサポート体制	42
(1) 外国人留学生が抱える介護学習についての不安等	42
(2) 介護学習についてのサポートについて	42
3. 外国人留学生を指導するにあたって必要な教材	46
4. 外国人留学生が身につける必要がある能力	47
(1) 介護業務に対応したコミュニケーションスキル	47
(2) 日本人特有のコミュニケーション方法	49
(3) 介護記録等にかかる日本語文章力	49
(4) 日本式接遇の理解と実践	49
(5) 日本の文化・生活習慣の理解	50
(6) 日本の介護事情・高齢者への理解	50
5. 国家試験対策	51
V. 参考情報	53
1. 関連する法制等	54
2. 外国人留学生、外国人労働者に関する相談窓口一覧	58
3. お役立ちリンク集	58

はじめに

我が国においては毎年要介護者が増加し、これに伴う介護従事者の需要は平成 37 年度（2025 年度）までに約 245 万人と推計されています。またこれと同時に、要介護度の上昇に伴う質の高い介護が求められており、優秀な介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

しかし、介護福祉士の養成は、介護業務の魅力度の低下だけでなく、少子化の影響もあってか、いきおい外国人にも頼らざるをえない現状にあります。介護福祉士養成施設の外国人留学生が介護福祉士の資格を取得しても我が国で介護業務に就けない状況があったことから、出入国管理及び難民認定法が改正され、平成 29 年（2017 年）9 月 1 日から在留資格「介護」が創設されたところです。

在留資格「介護」以外の介護に関係する在留制度としては EPA、技能実習、特定技能があります。在留資格「介護」については、介護サービスの中心的な役割を果たす介護福祉士を前提としたものであり、この制度が今後の介護保険制度の運営にとって重要な役割を果たすものと考えております。

このような中で、平成 30 年度（2018 年度）に厚生労働省が公募した「介護福祉士を目指す外国人留学生等の相談支援等の体制整備事業」について、当協会が実施主体として選定されました。

当協会では、この事業を実施する過程で、①相談支援等の実施による相談内容、②外国人留学生・介護福祉士養成施設・卒業生・卒業生の就職した介護事業所・地方自治体等へのアンケート調査、③本事業の本部事業推進委員会、作業部会、支部委員会の各委員の知見等を活用させていただき本資料を作成しました。アンケートにご協力いただいた皆様、本部事業推進委員会等の委員の皆様方には感謝申し上げる次第です。

介護福祉士を目指す外国人留学生が安心して学習に励み、円滑に就労することができるよう介護福祉士養成施設をはじめ関係する方々が本資料を活用していただければまことに幸甚に存じます。

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

I. 在留資格「介護」について

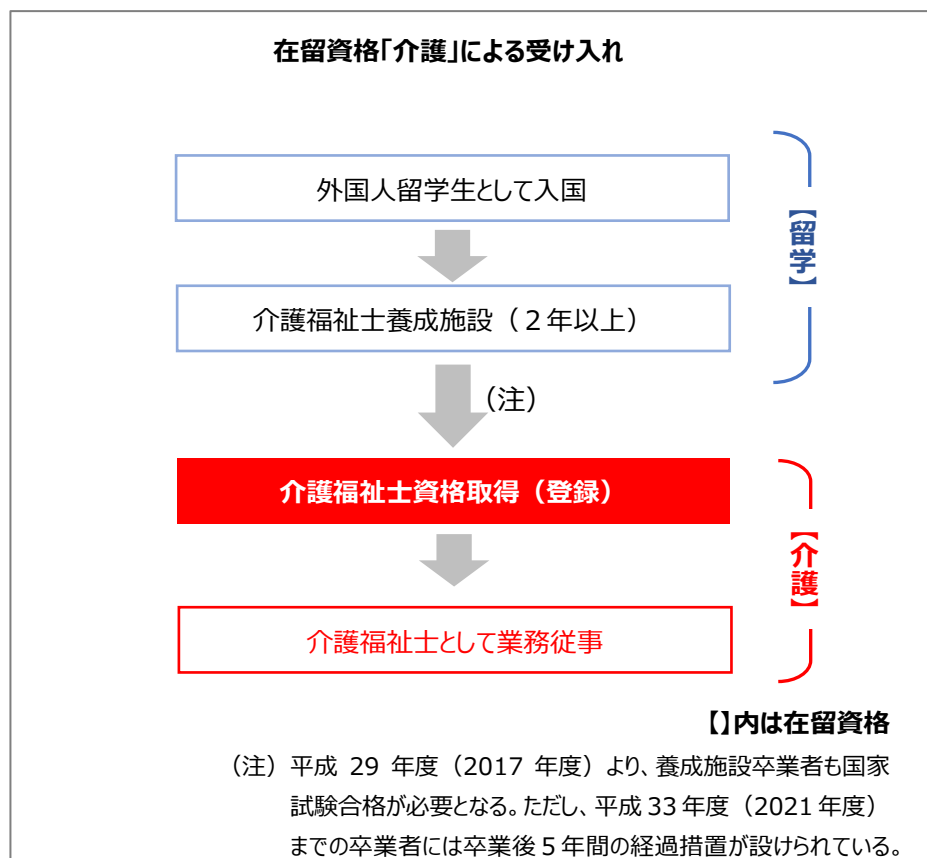
1. 在留資格「介護」が創設された経緯

我が国の急速な高齢化に伴い、要介護者が増加しており、さらに多様化する要介護者のニーズに応えられる質の高い介護が求められています。しかし、これまでは介護福祉士養成施設で学ぶ外国人留学生が、介護福祉士の資格を取得しても、我が国では介護業務に就けない状況にありました。

そこで、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、外国人留学生が介護福祉士を取得した場合に我が国での就労を認めることが検討され、出入国管理法の改正を経て、2017 年 9 月に在留資格に「介護」が創設されました。専門的・技術的分野の外国人の受入れという制度趣旨のもと、在留資格「留学」による外国人留学生が介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで、長期間の日本滞在が可能となりました。

2. 在留資格「介護」のスキーム

外国人留学生として、在留資格「留学」で入国し、介護福祉士養成施設で学びます。卒業後、介護福祉士資格を取得した場合、在留資格「介護」に変更することができ、介護福祉士として介護業務に従事することができるようになります。



出典：厚生労働省資料「在留資格「介護」の創設」を一部改

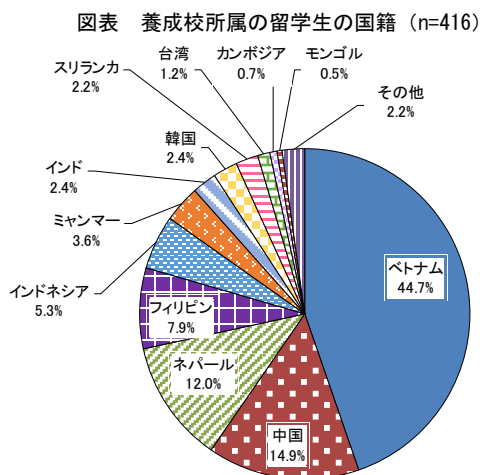
3. 在留資格「留学」で介護福祉士養成施設に入学する学生について

日本介護福祉士養成施設協会による外国人留学生に関するアンケート調査¹結果（以下、「介養協調査」とする。）から、どのような外国人留学生が介護福祉士養成施設で学んでいるかを見てみます。

▶（１）外国人留学生の属性について

①国籍

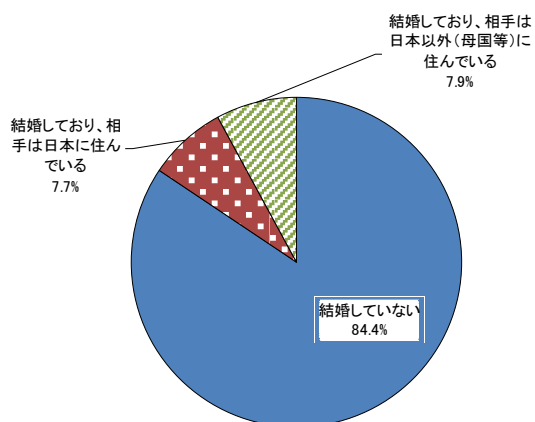
外国人留学生の国籍は、「ベトナム」（44.7％）が最も多く、次いで「中国」（14.9％）、「ネパール」（12.0％）となっています。



②既婚未婚有無

外国人留学生の8割以上が「結婚していない」（84.4％）となっています。「結婚している」と回答した外国人留学生は1割を満たない割合（「結婚しており、相手は日本に住んでいる」（7.7％）、「結婚しており、相手は日本以外（母国等）に住んでいる」（7.9％））です。

図表 養成校所属の留学生の既婚・未婚情報（n=416）

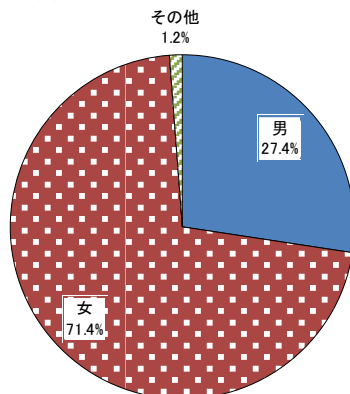


¹ 厚生労働省 社会・援護局 補助事業「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業」（平成30年度）養成校へ所属する外国人留学生へのアンケート調査より

③性別

外国人留学生の性別は、男性が 27.4%、女性が 71.4%となっています。

図表 養成校所属の留学生の性別 (n=416)

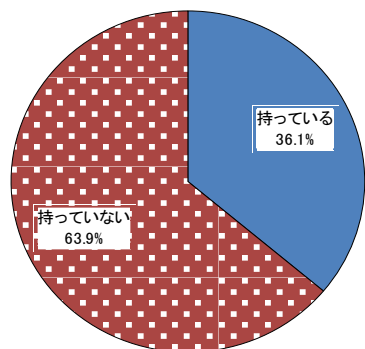


④看護師等資格・卒業資格有無

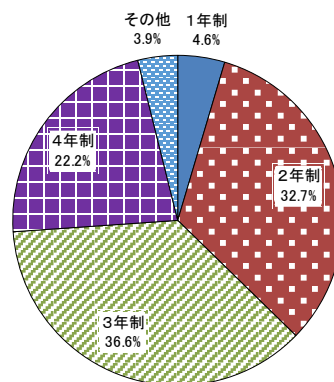
外国人留学生の看護関連の資格・卒業資格の有無は、「持っている」が 36.1%、「持っていない」が 63.9%となっています。「持っている」と回答した人の修業年限は、「3 年制」(36.6%) が最も高く、次いで「2 年制」(32.7%)、「4 年制」(22.2%) となっています。

資格の有無にかかわらず、母国で看護関連の仕事経験は、「ある」が 26.7%、「ない」が 73.3%となっています。

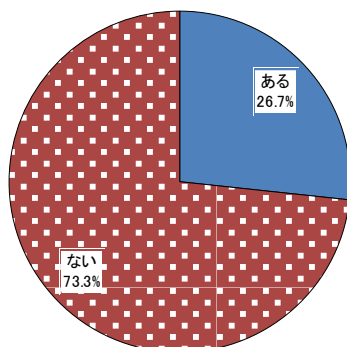
図表 母国での看護関連の資格・卒業資格の有無 (n=416)



図表 通っていた看護の学校の年数 (n=416)



図表 母国で看護関連の仕事をした経験 (n=416)



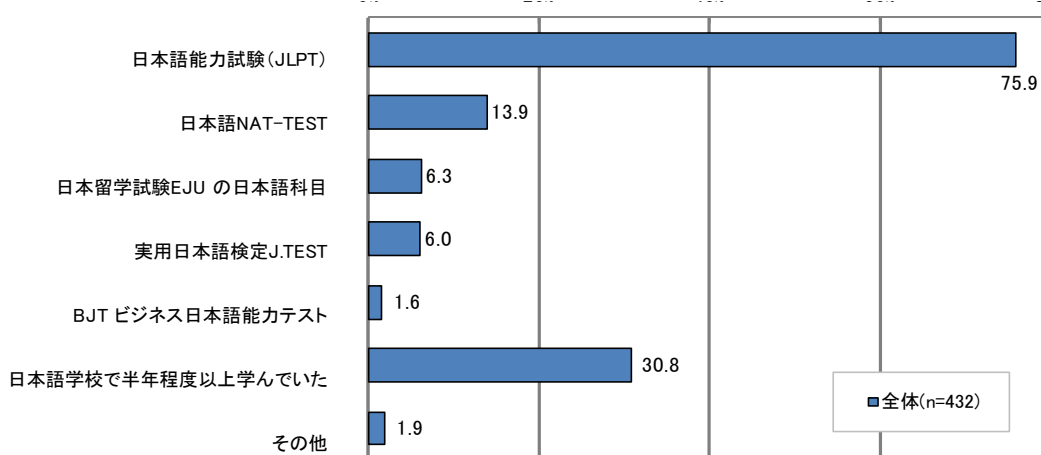
▶(2) 外国人留学生の日本語能力について

① 入学時に保持する日本語能力について

入学時における外国人留学生の日本語習得状況は、3割程度が日本語学校で半年程度以上学んでおり、また、何らかの日本語能力認定試験を受けています。

試験を受けた中で最も多かったのが、「日本語能力試験 (JLPT)」(75.9%)です。なお、介護福祉士養成施設協会が発表している「外国人留学生受入れに関するガイドライン」では、外国人留学生に求める日本語能力は、「法務大臣により告示されている日本語教育機関で6月以上の日本語教育を受けた者であって、入学選抜を行うそれぞれの学校において日本語試験を実施し、日本語能力試験N2(2級)相当以上であることを確認した者」としています。

図表 養成校所属の留学生が、現在の養成校に入学した際に保持していた資格等 (n=432)



②日本語能力のレベル感

日本語学習者の留学や就職活動などで役立つ日本語能力判定試験には、日本語能力試験 (JLPT)、BJT ビジネス日本語能力テスト、日本留学試験、J.TEST、J-CAT などがあります。試験では、日本語能力の測定の結果がランク付けされているものもありますが、試験の結果はあくまで目安であることに留意する必要があります。例えば、書くのが得意な外国人留学生もいれば、読むのが得意な外国人留学生も存在します。また、方言の理解については、多くの外国人留学生が苦勞しています。

ここでは、外国人留学生の多くが受験する「日本語能力試験 (JLPT)」について、認定の目安を紹介します。最も難しいレベルの「N1」から、最もやさしいレベルの「N5」まで、5つのレベルがあります。

日本語能力試験 認定の目安

日本語能力試験（JPLT）の認定については、最も難しいレベルの「N 1」から、最もやさしいレベルの「N 5」まで、5 つのレベルがあります。また、各レベルの認定の目安を【読む】【聞く】という言語行動で表します。それぞれのレベルには、これらの言語行動を実現するための言語知識が必要です。

N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	
	読む	- 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 - さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。
	聞く	幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	
	読む	- 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 - 一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。
	聞く	日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	
	読む	- 日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。 - 新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 - 日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。
	聞く	日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N4	基本的な日本語を理解することができる	
	読む	基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。
	聞く	日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる	
	読む	ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。
	聞く	教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

出典：日本語能力試験公式ウェブサイト「N 1～N5：認定の目安」
(<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>)

4. その他介護に従事する外国人の受入れについて

外国人の介護人材の受入れについては、各制度の趣旨に沿って進められており、『在留資格「介護」』以外にも、『在留資格「特定活動」(EPA(経済連携協定))』『在留資格「技能実習」』『在留資格「特定技能」』の3つの制度があります。その他にも、永住者や日本人の配偶者といった身分や地位に準じた在留資格をもつ外国人のほか、外国人留学生として日本に来日後、アルバイトとして働く外国人も考えられます。

▶(1)『在留資格「特定活動」(EPA(経済連携協定))』について

『在留資格「特定活動」EPA(経済連携協定)』とは、二国間の経済活動の連携強化の観点から、経済連携協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うもので、介護施設等で介護業務や研修をしながら介護福祉士の取得を目指します。この在留資格を得るには、看護大学等を卒業していること、または、母国での介護師資格認定者であることが要件の1つとなっています。現在は、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国から、毎年度各国原則300人を上限に受入れを実施しています。

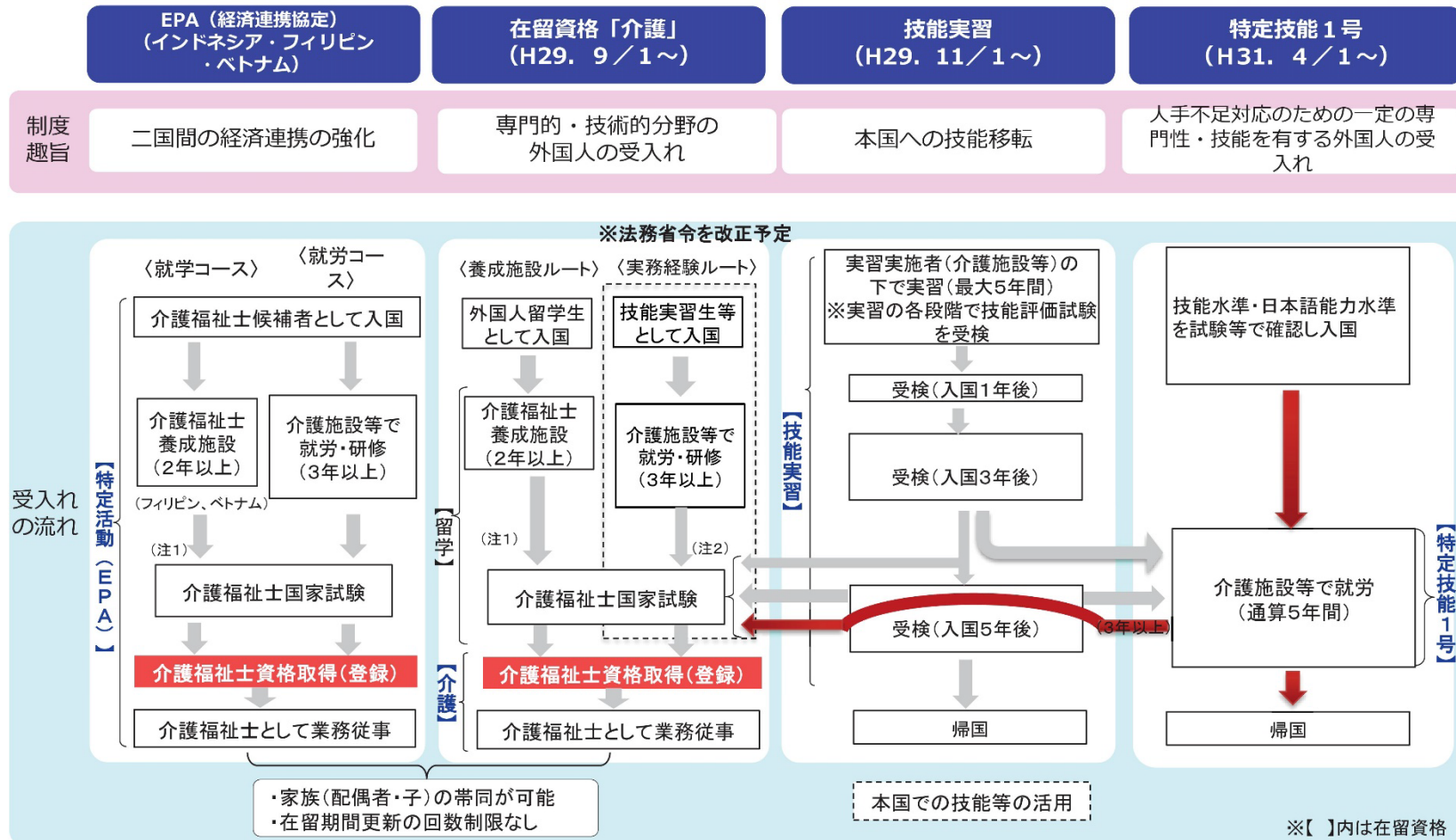
▶(2)『在留資格「技能実習」』について

『在留資格「技能実習」』とは、国際貢献のため開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、日本から相手国へ技能を移転する制度です。この在留資格を得るには、同等業務従事経験(職歴要件)等があるほか「介護」固有の要件として、1年目(入国時)は日本語能力試験(JLPT)で「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件となっています。

▶(3)『在留資格「特定技能」』について

『在留資格「特定技能」』とは、中小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくための制度です。この在留資格を得るには、介護技能評価試験や介護日本語評価試験、日本語基礎テストに合格する等の必要があります。

外国人介護人材受入れの仕組み



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

出典：厚生労働省資料

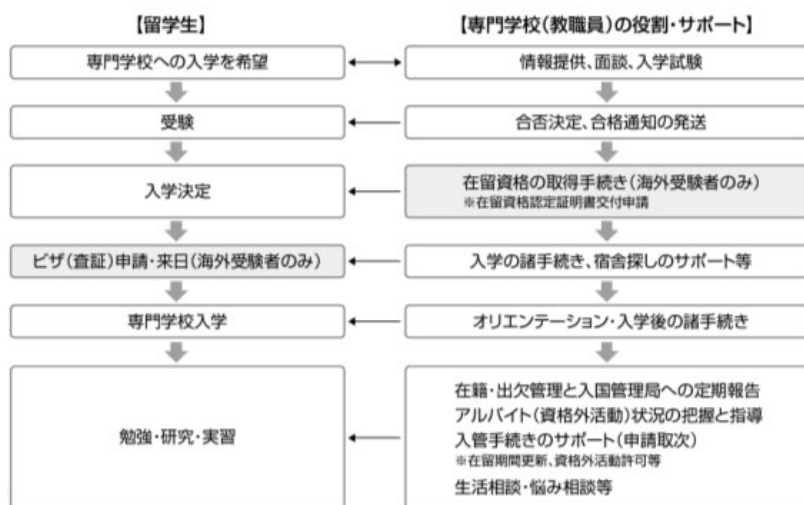
Ⅱ．介護福祉士養成施設として 外国人留学生を受け入れる にあたって

1. 外国人留学生の募集

外国人留学生の募集については、日本国内での募集はもちろんですが、海外で、現地の看護学校等で募集を行うことも効果的です。また、募集の際には、外部の機関と連携しながら募集をすることも、効果的です。

なお、外国人留学生募集～受入れまでの流れは、以下のようになることが想定されています。

留学生募集～受入れまでの流れ（例）



出典：留学生受入れのための実践的ガイドブック（福岡県専修学校各種学校協会）から一部抜粋

▶（１）募集方法について

① 日本国内での募集

日本国内での募集については、学校説明会や入試説明会を実施するほか、個別に外国人留学生の所属する日本語学校等に訪問して説明を行う等の方法が想定されます。学校説明会や入試説明会については、外国人留学生限定の説明会を実施したり、外国人留学生に介護福祉士養成施設に入学することに対して実感を持ってもらうため、在籍中の先輩外国人留学生をスタッフとして起用する、等の工夫を行うと良いでしょう。

日本国内での外国人留学生の募集方法（例）

- ・ 自校オフィシャルホームページでの情報発信（外国語版）
- ・ 自校のパンフレットを作成して配布（外国語版）
- ・ 同一学校法人にて併設している日本語学校への広報、募集活動の連携
- ・ 自校の日本語学科在籍者に対する広報、進学指導
- ・ 日本語教育機関（日本語学校）への学校案内等情報配布
- ・ 日本語教育機関への訪問活動
- ・ 日本語教育機関校内で行われる学校説明会への参加
- ・ 企業や団体主催の外国人留学生向け進学相談会への出席
- ・ 企業や団体発行の外国人留学生向け進学情報誌、進学情報Webサイト等への情報掲載

② 海外での募集について

海外での募集については、海外の日本語教育機関、看護学校、日本留学エージェント等と連携して募集を行う等の方法が想定されます。

海外での外国人留学生の募集方法（例）
・ 自校オフィシャルホームページでの情報発信（外国語版） ・ 自校のパンフレットを作成して配布（外国語版） ・ 現地の日本語教育機関に情報提供 ・ 日本留学エージェント等に情報提供 ・ 現地看護学校への情報提供、提携

▶（２）募集にあたって提携する機関

外国人留学生の募集にあたって提携する機関は、国内外の日本語学校や国内外の人材エージェントのほか、国内の介護施設などがあげられます。連携する際には、その内容について文書で取り交す場合もあります。

以下、募集において介護福祉士養成施設が連携している代表的な機関を挙げ、その連携内容の例を記載します。

① 日本語学校との連携について

日本語学校に所属する学生は、少なからず日本に興味を持っており、日本で働いてみたいという意欲も高いことが想定されます。このため、日本語学校へ訪問し、介護職についての説明を行うことで、外国人留学生に日本での介護の仕事に興味を持ってもらえるケースがあります。

② 介護施設との連携について

独自の奨学金制度を構築し、外国人留学生が介護福祉士養成施設に修学する資金を貸与している介護施設も存在します。このような介護施設と連携して外国人留学生に情報提供していくことで、修学先として選んでももらえることがあります。

③ 海外の機関との連携について

海外の日本語教育機関、日本留学エージェント等への情報提供、あるいは現地看護学校や現地大学への情報提供及び提携等が考えられます。日本留学支援機構（JASSO）が提携して留学資料を置いている先を活用する等も考えられます²。

² 日本学生支援機構（JASSO）で、留学希望者が日本の教育機関のパンフレットや日本留学関連図書を閲覧できるよう、公開拠点として指定した日本国外の機関に資料を提供しています。

コラム：エーエージェントの使い方には注意が必要です

海外の留学エーエージェント等を活用する場合、「介護」とは何かについて、留学生にあまり説明のないまま手続きが進められることがありますので、注意が必要です。また、留学生に対して不当に高額な費用を請求するようなエーエージェントである場合は、入学後に留学生が金銭的に困窮する場合もあるため、注意が必要です。

いずれにせよ、介護福祉士養成施設が主体性を持ち、どのような生徒を入学させたいかという点をエーエージェントにきちんと主張し、エーエージェントとやり取りする上で不安な点がないかは最低限チェックしたほうが良いでしょう。エーエージェントが日本の介護福祉士養成施設に対して入学をさせた実績や、入学させた学生がどの程度介護福祉士養成施設を卒業できているのか、等の情報を確認しても良いでしょう。

④ その他の機関との連携について

近くにある大学や、外国人留学生に関わる NPO 法人等に情報提供等を行い、日本で働きたい外国人留学生に介護職について理解を促すことで、日本での介護の仕事に興味を持ってもらえるケースがあります。

▶(3) 募集の際の注意点

海外では「介護」の概念がない国が多く、外国人留学生には、「介護」と「看護」の違いが理解されにくい面があります。介護に対し、「家事を手伝うような簡単で専門知識を必要としない仕事」と誤解されている場合もあり、その違いから理解してもらうことが必要です。

特に、在留資格「介護」を目指す外国人留学生の中には、母国で看護師資格を取得したり、看護師として就労した経験のある外国人留学生もおり、「介護」と「看護」の違いについて理解されていない場合、習得が必要な知識技能のボリュームに対し、学習モチベーションが低下することによるミスマッチが生じることもあります。この違いについては、丁寧に説明し、理解してもらうようにしましょう。なお、その際、日本においては、介護職は「医療行為」のごく一部しか行うことができないことを理解してもらうようにしてください。

また、残存能力の程度に関わらず要介護者の面倒をみる「お世話」と、残存能力を生かして要介護者の自立を支援する「介護」の違いについても理解されにくい場合がありますので、注意してください。

介護福祉士の仕事の概要については、介護福祉士養成施設協会のホームページにまとめているので、外国人留学生に説明する際には参考にしてください。



<http://kaiyokyo.net/work/index.html>

2. 入学試験等について

▶ (1) 入学試験前に確認すべき事柄について

外国人留学生が入学試験を受験する前に、必要書類を介護福祉士養成施設に送付していただき、外国人留学生の状況を把握しておく必要があります。

また、事前に面談等を行い、修学することや、介護福祉士として日本で就職することについての意思確認も併せて行っておく必要があります。

① 事前に書類で確認しておくべき事柄

以下のような書類が想定されます。特に、外国人留学生として修学することとなり、学費や生活費が払えなくなった場合には帰国をせざるを得なくなるため、経費支弁能力については、書類でもしっかりと確認しておく必要があります。

外国人留学生からの提出書類（例）		
・ 入学願書	・ 日本語学習歴の証明書	・ 緊急連絡先及び日本国内 連絡人に関する書類
・ 志望理由書	・ パスポートの写し	
・ 証明写真	・ 経費支弁者の書類	
・ 最終学歴証明書の原本	詳細は P19 に記載	

② 事前に面談等で確認をしておくべき事柄

書類だけでなく、事前に外国人留学生とコミュニケーションを持ち、会話を通して確認しておいた方が良い事柄あります。実際に現地に行くことができない場合は、skype 等のテレビ電話等を使用しても良いでしょう。

a) 介護福祉士として日本で就業する意欲

外国人留学生の母国では「介護」の概念がない国もあるため、介護福祉士養成施設に入学し、ゆくゆくは日本で「介護福祉士」として就業することになることを外国人留学生が納得して入学する必要があります。このため、事前に面談等を行い、どのような目的で介護福祉士養成施設に入学するのかという点について確認が必要です。特に、海外から直接入学するような外国人留学生については、事前に意思確認をしていない場合、入学試験の面接の場で認識の相違がわかった、等の事態も想定されるため、詳細に確認するようにしましょう。この際、外国人留学生に具体的な「介護」のイメージを持ってもらうためには、介護を行っている映像を見てもらうなども効果的です。

なお、事前確認において、介護には全く興味がない、勉強をしたくない等、明らかに介護福祉士養成施設で修学すべきでないような外国人留学生や、著しく日本語能力が低い外国人留学生については、入学後の授業や介護実習を乗り切ることができず、卒

業要件を満たせないことも考えられ、このような外国人留学生については、場合によっては入学をお断りする必要があることも意識しておきましょう。

コラム：日本語学校の出席率について

留学生の「学業・就業の意欲」をはかる際、日本語学校の出席率を確認するのも効果的な場合があります。また、いくら介護福祉士養成施設にて勉学に励んでいても、日本語学校の出席率が悪かったため、介護福祉士養成施設入学後に在留資格が取り消された事例もありますので、出席率もあわせて確認するようにしましょう。

b) 経費支弁能力、支払計画

母国や日本国内で奨学金貸与や借金をして入学する外国人留学生も多くいるため、返済計画や、修学後の学費・生活費の工面の仕方についても、事前に提出された資料を参照しつつ、確認しておきましょう。

c) 家族構成や健康状態

病気になり授業を長期間欠席せざるを得なくなる、家族の事情により長期間帰国せざるを得なくなる³等の場合があります。この場合、出席日数が足りなくなり、在留資格が取り消される可能性もあるため、事前に確認しておくことが必要です。

▶(2) 入学試験の方法について

外国人留学生の入学試験の方法は、筆記試験、作文、面接とさまざまですが、面接や作文の試験は、多くの介護福祉士養成施設で行われています。

① 面接について

面接では、試験官と外国人留学生が会話をすることになるため、日本語能力、会話力、聞く力などを確かめることができます。また、日本語能力は高くても、介護を学ぶことへの意識が低い外国人留学生も想定されるため、介護福祉士養成施設へ受験することへの動機、介護に関する思いや留学の理由などを質問してもよいでしょう。

さらに、入学して学費や生活費を支払っていけるかどうかについても確認しておく必要があります。

³ 母国の家族が勝手に結婚相手を決めたため、結婚式をするために急遽帰国したという事例や、母国の家族が寂しがっており半年程度帰国したいと申し出があった事例等があります。

面接で確認すること（例）
・ 日本語能力、会話力、聞く力 ・ 介護への意欲、想い、関心 ・ 志望動機 ・ 学費や生活費の支弁能力、アルバイトについて ・ 日常生活の状況

② 作文について

作文においては、外国人留学生の文章能力を判定することができるため、多くの介護福祉士養成施設が試験に導入しています。テーマとしては、介護や福祉の仕事、志望動機、将来の夢、日本の印象、等々、様々なものが考えられます。

作文の題目（例）
・ 介護や福祉の仕事について ・ 志望動機について ・ 将来の夢について ・ 日本の印象について ・ 母国について

③ 筆記試験について

筆記試験においては、日本語能力に関する試験を受験したことのない外国人留学生に向けて、日本語能力に関する試験を行っている介護福祉士養成施設があります。また、独自に作成した日本語に関する試験で、漢字や語彙、文法などに関する外国人留学生の能力を確認している学校もあります。

▶(3) 外国人留学生の入学要件について

入学要件は、日本語能力、介護に関連する知識等、学習・就業への意欲、日本の文化・習慣・マナー等の理解度のほか、修学資金・生活費等の支払い能力などがあげられます。一部の項目においては、入学試験前の提出書類や事前面談等でも確認することができますが、主には入学試験で確認することとなります。

① 日本語能力

介護においては、専門用語も多く、一定程度以上の日本語能力がない場合、授業についていけなくなる等の事柄が想定されます。このため、入学要件において、日本語能力を確認することは大変重要となります。要件については、以下のいずれかに該当することが望ましいとしています⁴。

日本語能力については、外国人留学生から事前に提出された日本語能力試験の結果、入学試験における面接での受け答え、筆記試験等で確認します。

外国人留学生に求める日本語能力（外国人留学生受入れに関するガイドラインより）

- ・ 原則として、（公財）日本国際教育支援協会等が実施する日本語能力試験でN2 以上に合格した者
- ・ 法務大臣により告示されている日本語教育機関で 6 月以上の日本語教育を受けた者であって、入学選抜を行うそれぞれの学校において日本語試験を実施し、日本語能力試験N2（2 級）相当以上であることを確認した者
- ・ （独法）日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目で 200 点以上（450 点中）取得した者
- ・ （公財）日本語漢字能力検定協会が実施する BJT ビジネス日本語能力テストで 400 点以上取得した者

コラム：日本語能力が低い場合は養成校と留学生双方が困ることになります

原則、日本語能力試験 N2 相当の方に入学いただくこととなっている（日本介護福祉士養成施設協会「外国人留学生受入れに関するガイドライン」より）ものの、N2 を保持している留学生でも、日本語の会話が難しい方もいらっしゃいます。N3、N4 になるとなおのことであり、日本語能力がそれほど高くない留学生の場合、入学後、講師の話す日本語が聞き取れない、日本語が分からないことから試験勉強もままならないなど、介護福祉士養成施設と留学生の双方が困る事態となります。このようなことから、日本語能力があるかどうかを事前に確認することは大変重要です。

⁴ 「外国人留学生受入れに関するガイドライン（留意事項）」（公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会）より

② 介護に関する知識等

介護に関する知識等は、介護職がどのような仕事をするのか等の介護を学ぶにあたっての基本的な事柄を、事前の面談や面接、作文、筆記試験等によって確認することができます。また、母国で看護師等の経験があるかどうかを確認している場合もあります。その他、養成施設によっては、介護施設と連携し、外国人留学生に入学前の一定期間を介護施設でアルバイトしてもらい、そのうえで入学の意向を確認する、等の取組をしている介護福祉士養成施設も存在します。

③ 学習・就業への意欲

学習・就業への意欲は、介護福祉士の資格を取得したいという意欲、さらに取得した上で、日本で介護業務に従事したいという意欲を事前の面談や面接、作文で確認するのが良いでしょう。

なお、留学の将来の目標や人生観について事前に確認しておくことで、入学後、外国人留学生が伸び悩んだ際、一緒になって目標を達成する方法を考えていくことができ、外国人留学生と信頼関係を結ぶ上での一助となります。

④ 日本の文化・習慣・マナー等の理解度

日本の文化・習慣・マナー等の理解度は、地域の日本人とよりよく生活するための理解度があるか、日本で生活するために必要な最低限度の理解度があるかなどを、事前の面談や面接、作文によって確認するのがよいでしょう。

⑤ 修学資金・生活費等の支払い能力

せっかく外国人留学生が介護福祉士養成施設に入学しても、学費や生活費が払えなくなると、退学せざるを得ない状況になることもあります。この場合、外国人留学生と介護福祉士養成施設双方にとってデメリットです。そのため、入学の時点で、どのように留学費用を捻出し、日本での生活を送る予定かについて詳細を確認する必要があります。本国からの仕送り、本人の預金、アルバイトの状況等の経費支弁能力を十分に確認し、学業に支障なく生活できるかを確認することが重要です。面接等で口頭で確認するほか、関連する資料を提出してもらうなど、以下のような方法で確認することができます。

支弁能力確認方法（例）
・ 通帳コピー、写しなどの提出 ・ 支弁書・支払計画書・経費支弁書の提出 ・ 奨学金契約書・奨学金支給証明書（写し）の提出 ・ 海外送金通知書・送金証明書（写し）の提出

3. 入学にかかる手続きについて

▶(1) ビザと在留資格の違いについて

「ビザ（査証）」と「在留資格」は同一のものと混同されるケースがありますが、役割も取得手続きも、全く異なる別のものです。

ビザ（査証）は、外国人が日本へ「上陸」するために必要な証明書で、日本入国前に海外の在外公館（日本大使館や総領事館等）に申請し発給を受けます。一方、在留資格は、外国人が日本に「在留」するために必要な資格（許可）で、法務省出入国在留管理庁が日本在留の目的に応じて審査・交付します。介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生は、在留資格「留学」を取得する必要があります。

ビザ（査証）と在留資格の違い

ビザ（査証）		在留資格
外国人が日本へ入国しても支障がないと判断したことを、日本の入国管理局に紹介するもの	内容	外国人が日本において適法で在留・活動するために必要な資格（許可）
外務省	取扱い官庁	法務省
海外の日本大使館や総領事館等（在外公館）／日本入国前	審査場所	出入国在留管理局（入国審査官）
日本入国前	発給時期	日本入国後
パスポート（旅券）内に1ページ大のシールとして貼付	発給後の取扱い	中長期在留者 ⁵ には、「在留カード」を交付するが、中長期在留者以外には、パスポート（旅券）内に証印シールを貼付

⁵「中長期在留者」は、以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない人のことであり、基本的に介護福祉士養成施設に入学する留学生1年以上日本に滞在する為、①の要件に当てはまらず「中長期在留者」となるため、在留カードが交付されることになります。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

▶(2) 在留資格「留学」とは

① 在留資格「留学」について

介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生は、在学中は在留資格「留学」として修学します。在留資格「留学」を取得することによって、日本国内の大学、高等専門学校などのほか、専修学校、各種学校若しくは設備及び編成に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動ができます。

すでに介護福祉士養成施設に入学前に日本の日本語学校で修学している外国人留学生は在留資格「留学」を取得していますが、そうではない海外受験者については、在留資格の取得手続きを行う必要があります。その場合、外国人留学生は以下の要件を満たす必要があります。

在留資格「留学」を取得するための要件（留学生）

(1) 入学先の要件

以下のいずれかの教育機関に入学し、教育を受ける必要があります（専ら夜間通学または通信教育を受ける場合は除くが、例外的に⑤は対象となる）。

- ① 大学又はこれに準じる機関
- ② 専修学校の専門課程（専門学校）
- ③ 外国において 12 年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関
- ④ 高等専門学校
- ⑤ 大学の夜間において授業を行う大学院の研究科
（ただし当該大学が、当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び資格外活動に関する規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限り）。
- ⑥ 高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む）又は特別支援学校の高等部
- ⑦ 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校前期課程を含む）もしくは特別支援学校の中学部
- ⑧ 小学校（義務教育学校の後期課程を含む）もしくは特別支援学校の小学部
- ※ 上記②にある通り、専門学校（専修学校専門課程）は「留学」の在留資格が付与される対象となります

(2) 日本語能力の要件

専門学校で教育を受ける場合（日本語科等で専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く）、下記のいずれかに該当していることが求められます。

- ① 外国人に対する日本語教育を行う機関（日本語教育機関）で、法務大臣が告示をもって定めるものにおいて 6 ヶ月以上の日本語教育を受けた者
- ② 専門学校又は各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者
※ この目安となる基準は（a）公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験（JLPT）の N1 もしくは N2 に合格、（b）独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（EJU）の日本語科目で 200 点以上を取得、（c）公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する BJT ビジネス日本語能力テストで 400 点以上を取得、のいずれかを満たすこととされています。
- ③ 学校教育法第 1 条で規定する学校で 1 年以上の教育を受けた者（幼稚園を除く）

(3) 経費支弁能力（経済力）の要件

「（日本に）在留する期間の生活に関する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること」が求められています。ただし申請人以外に生活費用を支弁する者がいる場合は、その支弁者の経費支弁能力の立証が必要です。

② 在留資格「留学」の在留期間について

在留期間とは、日本での活動内容に基づき許可された在留資格のもとで、外国人が日本に在留できる期間のことをいいます。在留資格「留学」の場合、許可される在留期間には現在、4年3ヶ月、4年、3年3ヶ月、3年、2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年、6ヶ月、及び3ヶ月の合計10種類があります⁶。在留資格1回の交付で認められる在留期間は、申請者本人の希望を踏まえた上で、基本的には在籍機関における在留予定期間を基に決まりますが、「留学」の場合は修業年限や外国人留学生に対する在籍校の在籍管理状況、及び本人の在籍状況によって個々に変わってきます。

例えば2年課程の専門学校で、外国人留学生の在籍管理を適切に行っている学校（適正校）の場合、最長2年3ヶ月が付与される可能性が高い一方で、不適切と判断された学校（非適正校）は同1年3ヶ月となり、在留状況を短い期間で確認されるといったことが起こり得ます。また同じ学校（専門課程）の在籍外国人留学生でも、在留状況がやや不適切な者がいた場合、該当者については他の健全な外国人留学生と切り分けて、1年しか交付されない可能性もあります。また、修業年限4年の専門課程に入学する場合は、法的には在留資格「留学」が定める最長の在留期間4年3ヶ月を申請できますが、上述のとおり個別の在留状況や在籍管理状況を踏まえた上で可否が判断されるため、申請したからといって必ずしも同期間を付与されるとは限りません。

このように、外国人留学生全員が同じタイミングで在留資格の更新をするわけではないため、十分注意が必要です。

専修学校各教育機関の最長在留期間の目安

教育機関種類	最在留期間（1回の交付）
専修学校専門課程（修業年限4年）	最長4年3ヶ月
専修学校専門課程（修業年限2年）	最長2年3ヶ月
専門学校の日本語教育機関	最長2年3ヶ月
専修学校口頭課程・一般課程	最長1年3ヶ月
準教育課程の日本語教育機関	最長1年3ヶ月
日本語教育機関	最長1年3ヶ月

⁶ 3ヵ月単位で在留期間法令上認められているのは、例えば4月1日入学の学校に留学生が留学する場合に、事前準備のために3月1日に飛行機に乗って日本に来て上陸手続を行い、同日に在留資格が付与されたような場合等において、在留期間2年では、翌々年の3月1日に在留期限が来てしまうことになり、卒業式に出席できない等、在留手続上不具合が生じるためです。

▶(3) 在留資格「留学」の取得について

外国人留学生在が日本の専門学校に入学する流れや手続きは、出願が日本国内からか、海外からなのかによって異なります。

すでに日本在留中の外国人留学生在が専門学校に入学するケースでは、在留資格「留学」のまま日本語教育機関等を経ての出願が大半ですが、他の身分から在留資格の変更を希望する場合も想定されます。

一方、海外から直接入学してくるケースでは、来日前に在留資格認定証明書を先に取得した上で、本人が本国の在外公館でビザ（査証）を申請・取得し、上陸するのが一般的です。

在留資格認定証明書の交付を受けた外国人留学生在は、日本での入国審査時の手続きがスムーズになります。

① 日本国内から在留資格「留学」を取得する場合（日本語学校から入学する場合）

すでに来日し、日本国内の日本語学校等で学んでいる外国人留学生在（在留資格「留学」所持者）が、志願・入学する場合は、入学時点で、日本における在留資格「留学」の有効な在留期間があれば、介護福祉士養成施設の入学（所属教育機関の変更）に際し、改めて在留資格に関する手続き等を行う必要はありません。ただし、入学の前後に、現在所持している在留期間が満了を迎える場合は、入学予定者に対して、なるべく早めに在留期間更新許可申請の手続きをするようにアドバイスすることが必要です。

② 日本国内から在留資格「留学」を取得する場合（他の在留資格からの変更希望者の場合）

在留資格「留学」以外の、日本における他の在留資格を有する外国人留学生在が介護福祉士養成施設に入学する場合、在留資格「留学」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

手続きは本人が最寄りの地方出入国在留管理局、同支局または出張所に出向いた上で、在留資格変更許可申請書等、必要とされる書類を提出の上申請します。ただ、このケースでは現在の在留資格によっては「留学」への在留資格変更許可申請の要件に該当しない場合もあります。介護福祉士養成施設職員は、上記に該当する外国人留学生在がある際は、まず入学希望者が現在所持している在留資格の種類と在留期限を確認し、最寄りの入国管理局に問い合わせた上で、在留資格変更の可否と必要な提出書類等を確認した方が良いでしょう。

なお、「家族滞在」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」等といった、「留学」以外の在留資格をすでに所持している外国人が、その主たる在留目的に沿った活動を継続しながら、専門学校に入学する場合には、在留資格を「留学」へと変更する必要はありません。ただし、この場合は、「留学」の在留資格者のみが対象となる奨学金や学費減免等を受けることができない場合があるため、介護福祉士専門学校職員は、事前に必ず外国人留学生在に伝えておくようしましょう。

③ 海外から介護福祉士養成施設に直接入学する場合

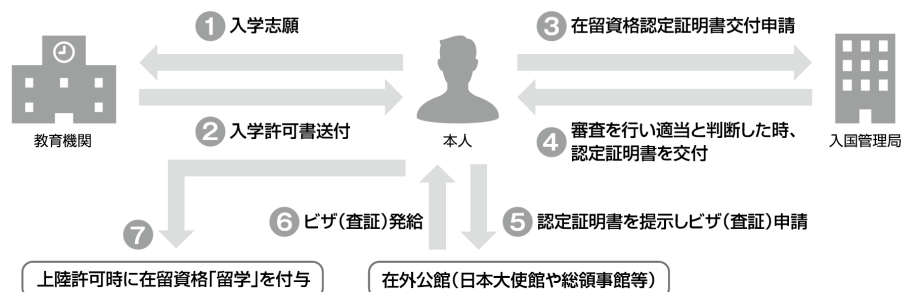
海外から直接、日本の専門学校に入学する場合は、必ず在留資格上の手続きが必要です。一般的に、来日前に日本の在外公館（外国人留学生の出身国の日本国大使館や総領事館等）でビザ（査証）を取得するのに先立ち、申請人の希望する活動目的が在留資格に該当しているか、また法令の基準に適合しているかどうかを確認する、手続き⁷を経ることになります。

在留資格認定証明書の交付を受けておくと、来日後に日本で行おうとする活動内容がいずれかの在留資格（外国人留学生の場合は「留学」）に該当し、上陸基準にも適合しているものとみなされるので、同証明書の提示により、本国での日本入国査証（ビザ）の発給や、実際に日本への入国審査を受ける際に、比較的手続きがスムーズに進むメリットがあります。

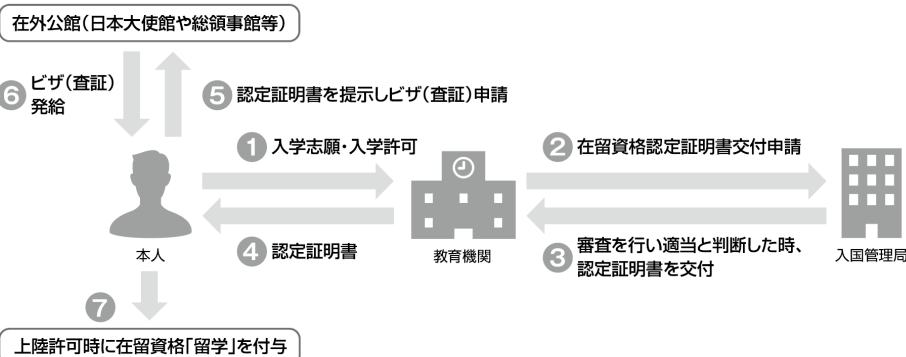
在留資格認定証明書の交付申請は日本入国に先立って行われる関係で、本人以外の代理人か申請取次者等が、地方出入国在留管理局に申請するのが一般的です。介護福祉士養成施設に新規入学する外国人留学生の申請は、来日後に入学しようとする介護福祉士養成施設の職員が、本人に代わって地方出入国在留管理局等に出向き、在留資格認定証明書の交付申請をサポートするようにしましょう。

海外から直接入学する場合のフロー

[本人が申請する場合]



[教育機関の職員が代理申請する場合]



出典：留学生受入れのための実践的ガイドブック（福岡県専修学校各種学校協会）から一部抜粋

⁷ 在留資格認定証明書交付申請（入管法第7条2）

4. 入学後の手続きについて

▶(1) 在留資格にかかる手続き等について

在留資格には期限があり、期間の変更をしなければいけない場合があるほか、場合によっては在留資格が取り消しになる場合があります。手続きについては、外国人留学生が1人で行うことが困難である場合も多く、介護福祉士養成施設の職員・教員は、適宜外国人留学生をサポートしていくことが必要でしょう。

① 在留期間の更新

在留資格「留学」を有して在留する外国人留学生は、原則として付与された在留期間に限って我が国に在留することができることになっています。そのため、在留期間内に在留目的を達成できない場合に、いったん出国し、改めて査証を取得し、入国することになるとは、外国人留学生にとって大きな負担となります。

そこで、入管法は、法務大臣が我が国に在留する外国人留学生の在留を引き続き認めることが適当と判断した場合に、在留期間を更新してその在留の継続が可能となる手続を定めています。

在留期間の更新を受けようとする外国人は法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新許可申請をする必要があります。

在留期間更新許可申請の手続きは、現在の在留期限が満了となる前に外国人留学生本人が最寄りの地方出入国在留管理局（支局・出張所）へ出向き行うことが原則で、現在の在留期限の約3ヵ月前から申請が可能です。介護福祉士養成施設職員は、外国人留学生になるべく期限までに余裕をもって申請を行うよう指導する必要があります。

なぜなら申請が在留期限ぎりぎりになると、入国管理局の審査の状況次第では在留期限までに審査結果が出ないこともあり得るからです（この場合は在留期限から審査結果が出るまでの在留期間をつなぐ「特例期間（最長2ヵ月）」が別途設けられます）。

もし外国人留学生本人の病気等の理由で外国人留学生本人が出向くことができない場合は、外国人留学生の父、母、配偶者、子、親族、監護者、その他の同居人が本人に代わって申請書類を提出することができるほか、地方出入国在留管理局長が相当と認めた専門学校等の教職員、公益法人の職員、行政書士、弁護士等が申請取次を行うことも可能です。

申請の受理と新たな在留カードの交付は別の手続きであり、申請当日は受理の手続きだけが行われることとなります。また、緊急を要する特別な事情等で、審査結果をできるだけ早く知る必要がある場合は、申請時にその旨を申し出ることができます。

② 在留資格の取消し

在留資格「留学」の外国人留学生が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動である「教育」を一定期間受けずに在留していた場合などには、当該外国人留学生の在留資格が取り消されることがあります。

介護福祉士養成施設で修学する外国人留学生においては、特に、後述（P31）するとおり、アルバイトで週 28 時間以上働いてしまい、在留資格取消しになるケースが多く、十分に注意が必要です。

▶（2）その他手続き等について

介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生は、すでに 2 年間程度日本語学校で修学している外国人留学生が多く、日本での生活にある程度慣れている場合もあります。しかし、入学に当たり転居が必要になる場合において、役所へ居住地の変更の届出や、在留カードを紛失した際の再交付の申請等、1 人で手続きすることが難しいケースも往々にして存在します。このため、介護福祉士養成施設の教員・職員は、円滑に外国人留学生が手続きできるよう、適宜、サポートしていきましょう。

Ⅲ. 外国人留学生のサポート体制 について

1. 外国人留学生の生活全般についてのサポート体制

日本語学校を卒業して日本での生活には慣れている外国人留学生が多いとはいえ、未だ日本の文化や生活に慣れていない外国人留学生も多い場合があります。生活の不安を抱えていると、学業に身が入らなくなり、ひいては退学意向につながってしまう可能性もあるため、しっかりとサポートしていきましょう。

▶(1) 外国人留学生が抱える生活全般の不安について

外国人留学生の母国での習慣や文化と日本での文化や習慣が違い、戸惑いを覚えることがあります。また、役所手続き等においても、やり方が分からず戸惑いを覚えることもあります。

① 自らの宗教が理解されないことへの不安

宗教によっても多種多様な服装がありますが、それらの服装を理由もなく否定する、服装に対する理解がないなど、外国人留学生が信仰する宗教に配慮がないことで不安に思う外国人留学生が多く存在します。

② 文化や習慣の違いによる不安

母国では「ほめられる」文化にいた外国人留学生も多く、怒られることに慣れていない可能性もあるため、指摘等の仕方にも注意が必要です。

また、時間管理については、日本においては遅刻を嫌う文化がありますが、そのような文化がない国もある一方、日本では、授業終了時間が定まっているにも関わらず、守られない等の事柄について、違和感を感じる外国人留学生も多く存在します。

その他、ゴミの捨て方が分からない、母国の気候との違いに慣れておらず冬に寒く辛い等、あらゆる観点から不安に感じることも多くあります。

③ 各種保険や事務手続き等に関する不安

国民年金や健康保険については、そもそもの日本における社会保障制度自体を理解していない外国人留学生も多く存在します。また、住所変更や在留資格の期間の更新等、1人では事務手続きが困難である可能性もあります。

なお、外国人留学生の健康保険については、「国民健康保険」が適用され、外国人留学生の居住地の市区町村役場で居住地の届出をする際に、一緒に国民健康保険の加入手続きを行います。日本に滞在する外国人留学生は必ずこの保険に加入しなければなりませんが、保険料は、地域やその他の事情によって異なります。この国民健康保険に加入することによって医療費（歯の治療を含む）の70%が減免されますので、外国人留学生自身の負担は治療費の30%となります。

コラム：入学にあたっては、まず印鑑作り

留学生は、そもそも「印鑑」の存在を知らないことがあります。日本では、銀行口座を開設する等の手続きで、印鑑が必要になることが多くありますが、どこで印鑑を作ることができるのか、留学生は分かりません。留学生においては苗字を「カタカナ表記」にした印鑑を作ることが多いので、事前に作成できるお店を調べておくといでしょう。

④ 修学資金等、お金に関する不安

アルバイトをしながら修学資金を支払っているだけでなく、母国に仕送りをしている外国人留学生も多く存在します。病気になった等でアルバイトが続けられず生活に困る、アルバイトをしても生活費が足りず困る、等の事例があります。

介護福祉士養成施設で修学する外国人留学生においては、以下の奨学金を貸与できる可能性があるため、介護福祉士養成施設の教員・職員は、適宜、外国人留学生に情報提供するようにしましょう。

なお、奨学金については、修学するための資金であり、仕送りや日本で遊ぶためにあるものではありませんので、介護福祉士養成施設の教員・職員は、その旨を外国人留学生に十分伝えておく必要があります。

外国人留学生が受けることのできる奨学金について

奨学金名	内容
介護福祉士修学資金貸付事業の奨学金	介護福祉士の養成施設の在学中で、将来、介護業務等に従事しようとする方に対し、資金の貸付を行う事業です。各都道府県の社会福祉協議会が実施しており、介護福祉士養成施設卒業後に貸主の都道府県内において就業することを奨学金貸与の要件としているケースが一般的です。
日本学生支援機構の奨学金	無利子貸与の「第一種奨学金」と利息付貸与の「第二種奨学金」があります。介護福祉士養成施設の奨学金貸与対象学科の正科生であり、経済的理由により修学に困難で優れた学生等であると認められる人であれば、奨学金を受けられる可能性があります。
都道府県・市町村からの奨学金	介護職種の人材確保の関係から、都道府県や市町村等でも、介護福祉士養成施設に入学する学生に奨学金を給付・貸与している場合があります。ただし、介護福祉士養成施設を卒業後の就職先が奨学金の給付・貸与を受けた地域に限定される場合もあります。
介護施設等からの奨学金	将来、奨学金の貸与を受けた介護施設で就職することなどを要件に、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生に奨学金を貸与している介護施設があります。

コラム：介護施設等から奨学金を借る場合の注意点

介護施設から奨学金を借る場合、例えば卒業後 3-5 年程度その施設で就職すれば、返済不要になるなどというケースの奨学金が存在します。この場合、「返済不要」という言葉だけが独り歩きし、定められた期間働かなくともよい、という認識を持つ留学生も中には存在するため、あくまで奨学金であり、要件を満たせない場合は返済の必要があるという点を、理解してもらうようにしましょう。

▶(2) 生活全般についてのサポートについて

外国人留学生は、それぞれの個性を持っており、各外国人留学生において、悩みも十人十色です。また、外国人留学生のなかには、分からないことを「分からない」と言えずに困っているケースもあつたり、母国に仕送りをするために食費を切り詰める、お金がないため医療機関にかからず体調不良を我慢している外国人留学生も存在するため、それぞれの持つ不安や疑問について、日頃からのコミュニケーションを大切に、できる限り不安を聞き出した上で共に解決し、外国人留学生が健康に修学できるサポートをしていくことが重要です。

また、外国人留学生が気兼ねなく不安を話することができる環境という意味では、母国語で話すことのできる機会を設けるなども効果的です。日本語学校や大学、NPO 等と連携し、そのような機会を作るのもよいでしょう。

なお、在留資格に関することや、文化の違いに関すること等、事前に想定されることについては、在留資格に関しては入国管理局の手続きを把握する、文化の違いに関することは、外国人留学生の母国の状況や環境を調べ、情報を職員に徹底しておく、等の対応も重要です。

生活全般のサポート（例）

- ・ 外国語対応が可能な教職員を配置する
- ・ 入国管理局をはじめとする在学中の諸手続き（健康保険、年金、住民票、印鑑登録、銀行口座作成等）をサポートする
- ・ 学生生活・日常生活に関する相談、アドバイスができるよう窓口を設ける
- ・ 住まいの紹介・斡旋をおこなう
- ・ アルバイト先を紹介する
- ・ 外国人留学生交流会を開催する
- ・ 外国人留学生の健康状態を適宜確認する
- ・ 外国人留学生のために事故保険等の損害保険に加入する

なお、外国人留学生への生活全般のサポートをする際、国・自治体等が作成しているマニュアルを活用できます。例えば、東京都や警視庁が作成している「外国人在留マニュアル」（右記イメージ）では、ゴミ出しのマナーから在留資格の手続きに関することまで様々な事柄が、簡潔に、かつ日本語のルビ付きで記載してありますので、目を通しておくとともに、外国人留学生にも情報提供すると良いでしょう。



2. 外国人留学生のアルバイト

▶(1) アルバイトの管理

「留学」という在留資格は、我が国で教育を受けるという活動を目的とした在留を許可しているものです。そのため、アルバイトといった報酬を受ける活動を行おうとする場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受けていなければなりません。

資格外活動の許可は、証印シール（旅券に貼付）又は資格外活動許可書の交付により受けることができます。証印シール（旅券に貼付）又は資格外活動許可書に「新たに許可された活動内容」が記載されることになりますが、雇用主である企業等の名称、所在地及び業務内容等を個別に指定する場合と、企業等の名称、所在地及び業務内容等を指定しない場合（以下、この場合を「包括的許可」といいます）があります。

包括的許可は、その活動が1週に 28 時間以内であること及び活動場所において風俗営業等が営まれていないことを条件⁸とするもので、在留資格「留学」の場合も受けることができます。これが守られないと、在留資格が取り消しとなり、国外退去を命じられる、また、就職する際に在留資格を「留学」から「介護」に変更できない、などということになる可能性があるため、外国人留学生には十分注意を促すようにしてください。

なお、外国人留学生の本来の目的はあくまでも教育を受けることにあるため、法的条件に基づいたアルバイト活動であることを外国人留学生に対して周知徹底することが必要です。また、必要な手続きがなされていることや適正なアルバイト内容・時間であることなどを把握することが重要です。

▶(2) アルバイトの斡旋

アルバイトの斡旋については、介護施設でのアルバイトは近隣の介護施設と連携したり、その他のアルバイト先については、日本語学校が情報を持っている場合があります。

アルバイトをしながら修学資金や生活資金をまかなっている外国人留学生が多い中、アルバイトについてはできるだけ時給が高く、通いやすいところで就業を希望する外国人留学生が多い現状がありますが、週に 28 時間以上働くことや、風俗営業関連のアルバイト先は法で禁止されており、違反した場合には在留資格が取消しになりますので、十分注意するようにしてください。

また、前述のように介護施設でのアルバイトは、外国人留学生の日本語能力や介護技術の向上に寄与するなどのメリットのほか、介護福祉士養成施設にとっても、外国人留学生のア

⁸ 学校の授業がある時期は、週 28 時間が上限ですが、校則で決められた長期休業期間に限り、1 日 8 時間以内まで拡大されます。日本人と同じく労働基準法も適用されますので、週 40 時間が上限になります。

アルバイトの時間管理もしやすくなる、外国人留学生の就職先として見てもらえる可能性が高まるなどのメリットがあるため、外国人留学生から希望があった場合は積極的に紹介できるようにしておくことが重要です。近隣の介護施設等に問い合わせしてみると良いでしょう。

なお、奨学金の貸与や借金をして修学している学生においては、アルバイトの時給が大きな意味を持ちます。介護施設でのアルバイトにはいくらメリットがあったとしても、少しでも高い時給で働きたいために別のアルバイト先を探す、ということも考えられるため、介護福祉士養成施設の教員・職員は、アルバイト先の介護施設に時給アップの交渉をするということも時には必要でしょう。

3. 外国人留学生をサポートするために提携する機関

外国人留学生をサポートのために、介護施設や日本語学校等、その他の機関と連携していくことも重要です。以下、代表的な連携先を挙げ、具体的な連携内容を記載します。

▶(1) 介護施設・事業所との提携

介護施設においては、介護福祉士養成施設で修学する外国人留学生のために、奨学金を設置しているところがあるため、そのような介護施設があれば、入学を希望する外国人留学生に案内してもよいでしょう。

また、在学中に外国人留学生が行うアルバイトについて、近隣の介護施設等でアルバイトすることで、外国人留学生の日本語能力や介護技術の向上が見られるなどの外国人留学生へのメリットのほか、介護福祉士養成施設にとって、外国人留学生のアルバイトの時間管理もしやすくなるなどのメリットがあります。

一方で、外国人留学生が一時帰国したいにもかかわらず、アルバイト先の介護施設に難色を示された等の事例もあり、介護福祉士養成施設の職員が、アルバイト先の介護施設と十分に連携しながら対応していく必要があります。

▶(2) 日本語学校との提携

日本語学校との連携において、最も効果があるのは外国人留学生の日本語能力向上の支援です。介護福祉士養成施設における日本語の補講を行う場合は、日本語学校と連携して講師を派遣してもらうなどの対応が効果的です。

また、日本語学校には、日本語、英語以外の多言語対応のできる人材が在籍していることも多く、そのような方に、外国人留学生の相談支援対応を依頼することも可能です。

▶(3) 自治体との提携

自治体においては、介護福祉士養成施設で修学する外国人留学生のために修学資金の貸し出しを行っているところもあります。また、国民健康保険の減免を行っているところもあるため、自身の所属する自治体でどのような対応が行われているかについて、確認しておくといいでしょう。

▶(4) その他教育機関、NPO 等との提携

近隣に大学、短期大学、NPO 法人がある場合、日本語、英語以外の多言語対応のできる人材が在籍している場合もあり、そのような方に、場合によっては、ボランティアやアルバイト等として、外国人労働者の相談支援の手助け等を支援いただくことも一案として考えられます。

また、NPO 法人のなかには、外国人留学生が住居を借りる際の保証人を代行しているところもあります。

コラム：大学とのかかわりについて

大学の留学生支援サークル等と提携し、ボランティアで留学生の生活にかかる支援を一部手助けいただく、という案もあります。留学生が困りがちな事務手続きである郵便局や役所の手続きの際に一緒に同行してもらうほか、普段の遊び相手等にもなってくれる可能性があります。これは、日本の学生が同年代の留学生と交流したい、留学生が同年代の日本の学生と交流したい、というお互いのニーズが合ったケースです。その際、留学後の初対面の際に初めて自己紹介を行うスタンスでは関係性が続かないことがあるため、事前に日本人学生と留学生の了解をとった上で、事前に互いの氏名やメールアドレス、留学生の出身国等の基礎情報を提供し、一定のやり取りを事前に済ませておいてもらうと、その後のコミュニケーションがスムーズに行くようです。

4. 外国人留学生の就職についてのサポート体制

▶(1) 就職活動のサポートについて

面接等の対応については、事前に模擬面接を行うなど、外国人留学生が不安なく就職活動に臨めるようサポートしていくことが重要です。また、介護福祉士国家試験と両立に悩んでいる外国人留学生については、試験勉強のための計画を共に立て、進捗も適宜確認していくなどのサポートが効果的です。

就職情報は、ハローワークや近隣の介護施設から入手するほか、すでに技能実習や在留資格「介護」により外国人人材を受け入れている介護施設に問い合わせる等、情報収集することも考えられます。地域によっては、外国人留学生を対象とした就職に関する合同説明会を開催している場合もありますので、行政機関や民間団体が発信している情報を適宜確認してください。

▶(2) 就職にあたって留意すべき点

① 転居や住所変更等について

外国人留学生が就職するにあたり、転居が必要になる場合もあります。役所へ居住地の変更の届出も必要になるため、介護福祉士養成施設の教員・職員は、円滑に外国人留学生が手続きできるよう、適宜、サポートしていきましょう。

② 在留資格の変更について（在留資格「留学」⇒「介護」）

在留資格「留学」と別な在留資格に該当する活動を行う場合に当たる介護福祉士資格を取得・登録し、介護業務に従事する際には、在留資格が「介護」となるため、在留資格「留学」から在留資格「介護」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

手続きは本人が最寄りの地方出入国在留管理局、同支局または出張所に出向いた上で、在留資格変更許可申請書等、必要とされる書類を提出の上申請します。この場合においても、介護福祉士養成施設の職員は、円滑に外国人留学生が手続きできるよう、適宜、サポートしていきましょう。

介護福祉士養成施設を卒業後、就職する際の在留資格について

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から、介護福祉士養成施設卒業者も介護福祉士となる（介護福祉士登録を受ける）には介護福祉士試験に合格しなければなりませんが、平成 34 年（2022 年）3 月 31 日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった者）、卒業年度の翌年度から 5 年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられています。在留資格「介護」への在留資格変更許可を受けるためには、介護福祉士登録証の写しを提出する必要がありますが、法務省管第 1433 号（平成 31 年（2019 年）3 月 4 日）により、卒業年度の翌年度の 4 月 1 日の時点において介護福祉士登録証が交付されない場合であっても、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可を受けることにより、4 月 1 日時点においてフルタイムで介護等の業務に従事することが可能となりました。

< 在留資格変更許可申請 >

	申請方法	必要書類
「留学」から 「特定活動 （内定者）」	・ 介護施設から内定を得ている外国人留学生が、必要書類をそろえる ・ 自身の居住地を管轄する地方出入国在留管理局に対し、在留資格変更許可申請を行う ・ なお、介護福祉士養成施設の卒業見込み証明書をもって、養成施設の卒業前に、在留資格「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可申請をすることも可能 ・ 標準処理期間は 2 週間～ 1 か月	・ 法務省 HP「在留資格変更許可申請」参照 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html ・ 在留資格変更許可申請書 1 通 ・ 写真（縦 4 cm×横 3 cm） 1 葉 ・ パスポート及び在留カード «提示» ・ 介護福祉士養成施設の卒業証明書 ※卒業後、卒業証明書を提出することを条件に、卒業見込み証明書をもって申請をすることも可能 ・ 労働条件を明示する文書 ・ 内定した介護施設からの採用内定の事実及び内定日を確認できる資料 ・ 内定した介護施設のパンフレット・案内書
「特定活動 （内定者）」 から「介護」	・ 「特定活動（内定者）」への変更許可を受けた外国人留学生が、必要書類をそろえる ・ 自身の居住地を管轄する地方出入国在留管理局に対し、在留資格変更許可申請を行う ・ なお、「特定活動（内定者）」への在留資格変更許可を受けた後であれば、同日に、「介護」への在留資格変更許可申請書を提出することが可能	・ 法務省 HP「在留資格変更許可申請書」参照 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html ・ 在留資格変更許可申請書 1 通 ・ 写真（縦 4 cm×横 3 cm） 1 葉 ・ パスポート及び在留カード «提示» ・ 介護福祉士登録証（写し） ※後日写しを提出することを条件に申請時に提出がなくても差し支えない

③ 就職する際の労働契約の確認について

外国人留学生が就職する際には、就職先の介護施設等と外国人留学生の間に労働契約が結ばれることになります。詳細な項目については、外国人留学生本人も確認しますが、不明点があることも想定されるため、介護福祉士養成施設の教員・職員も内容確認のサポートをしていくことも必要です。

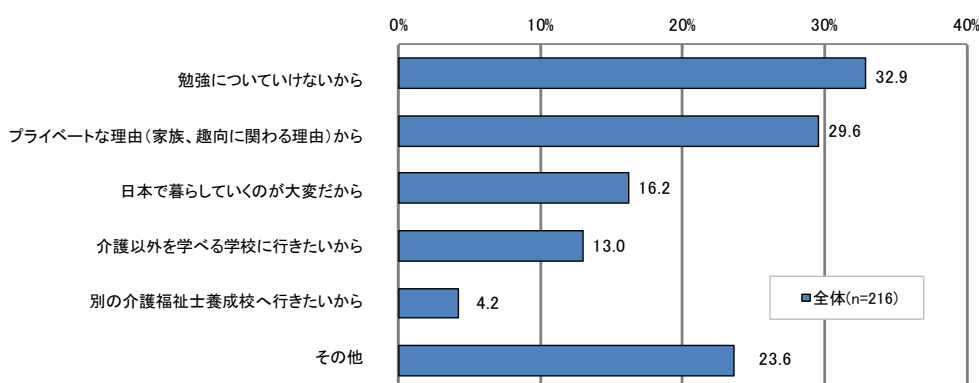
5. 外国人留学生の退学・除籍について

▶(1) 外国人留学生が退学したいと思った理由

「介養協調査」では、現在介護福祉士養成施設に通う外国人留学生の3割が介護福祉士養成施設を辞めたいと思ったことがあるという回答結果となりました。辞めたいと思った理由は、勉強についていけないという修学に対する不安のほか、日本での生活に対する不安、介護という職種に対する不安があげられています。

日本で暮らしていくことに対する不安は、日本語が難しいことや、物価が高いことから生活費の工面や日本の慣習に慣れることの大変さがあげられます。また、母国の文化や宗教等に理解が得られないこと、日本の暮らしに慣れない、なども不安の要素となります。

図表 養成校に通う外国人留学生が養成校を辞めたいと思った理由 (n=216)



▶(2) 退学・除籍となった場合の対応

① 退学・除籍となった場合の在留資格

外国人留学生が退学・除籍となった場合、在留資格を失うことになり、帰国しなければなりません。必要な在留資格を変更せずに日本に滞在することは、入管法に違反した状態であり、不法残留状態になり、収容される恐れがあります。該当の外国人留学生は、必ず、国外退去しなければなりませんので、該当の外国人留学生があった場合、介護福祉士養成施設は必ず日本から出国させるよう管理していく必要があります。

なお、在留期間を経過したまま日本で生活している外国人が出国を希望している場合、次の5つの要件を満たすことを条件に収容されることなく、「出国命令制度」を利用して出国することができます。退去強制手続により出国した場合、最低5年間は日本に入国することはできませんが、「出国命令制度」で出国した場合は、その期間は1年間になります。

収容されずに出国命令制度を利用できる要件
1. 速やかに日本から出国することを希望して自ら入国管理官署に出頭したこと
2. 在留期間を経過したこと以外の退去強制事由に該当しないこと
3. 入国後に窃盗等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられていないこと
4. 過去に退去強制されたこと又は出国命令制度により出国したことがないこと
5. 速やかに日本から出国することが確実に見込まれること

② 退学・除籍となった場合の帰国確認

外国人留学生が退学になった場合、不法滞在を防ぐために、介護福祉士養成施設は、外国人留学生が帰国したかどうか確認する必要があります。以下のような方法で確認することが望ましいでしょう。

帰国確認の方法
・ 介護福祉士養成施設の職員が、実際に空港の出国ゲートまで見送りをし、飛行機に搭乗したことを確認する
・ 出国の航空券を確認する
・ （人材エージェント経由の場合）現地代理人に帰国していることを確認してもらう
・ 出国後、現地に到着したことをテレビ電話で確認
・ パスポートの出国・入国履歴で確認

▶（３）外国人留学生が学び続けたいと思う養成校であり続けるには

母国と環境が異なる異国である日本で過ごす外国人留学生にとっては、日頃から相談できる相手もいないことや、相談できる相手がいたとしても同じ母国出身者のみであることも想定されます。そのようななか、外国人留学生が退学したいと希望することのないように、日頃から介護福祉士養成施設職員が外国人留学生個人に対するきめ細かなサポートをしていく必要があります。具体的には P37～に記載するような事柄ごとに丁寧に対応していくことが必要です。

IV. 外国人留学生の教育内容について

1. 日本語学習についてのサポート体制

▶(1) 外国人留学生が抱える日本語学習についての不安等

介護職種については、対人サービスを提供する職種であり、利用者への説明や同意、利用者の意思の確認等、日本語でコミュニケーションを取ることが求められます。また、介護はチームで行うため、記録や申し送りも重要な業務となります。

介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生は、一定程度の日本語能力を保持していますが、そのような外国人留学生でも、日本語に対する不安は多数抱えており、また、そもそもの日本語能力が低い外国人留学生においては、授業内容をほとんど理解できていない場合もあります。

外国人留学生が抱える介護学習についての不安等

- ・ N2 取得者であるが、教員が話す日本語が良くわからず、授業が理解できない
- ・ 実習時の申し送りで何を言われているか分からない
- ・ 漢字、カタカナもあまり理解できず実習記録が書けない
- ・ 日本語の細かいニュアンスが理解できない
- ・ 利用者の話す方言が全く理解できない
- ・ オノマトペ（擬音語・擬声語・擬態語（ずきずき、うきうき、いきいき、ごろごろ、ざあざあ等）が理解できない

▶(2) 日本語学習についてのサポートについて

クラス担任等とは別に、日本語の専任教員を配置する、日本語の授業を補講で行うなどのサポートが必要となります。

日本語の専任教員については、個々の外国人留学生の日本語学習状況を踏まえ、細かくサポートしていくことができます。また、補講については、日本語能力試験対策、日本語日常会話、漢字の意味と書き方、地域によっては方言について等、様々な内容の補講が考えられ、各介護福祉士養成施設の状況に合わせた補講を行っていく必要があります。

さらに、大学や NPO、日本語学校等の日本語教育機関と連携し、日本語能力向上の講義を実施するなどの事柄も効果的です。

日本語学習を設計する際の目安（例）

		全体目標	必須科目					推薦科目	
			文法	語彙	読解	文字	聴解	発音	介護の日本語
1 段階	ブラッシュアップ期	N3レベルの問題に取り組み、N4レベルの日本語の理解力、運用力を高める	・文脈の中で、基本文法(N4)を上手に運用することができる	・基礎語彙(N4語彙)1,500語程度を運用することができる	・読解力を伸ばすためのポイントを理解し、N4レベルの試験に出題されるさまざまなタイプの文章に触れながら、読解力を高める	・N3漢字220字程度が読め、書ける ・日常生活でよく目にする漢字の意味が理解できる	・聴解のポイントを理解し、N4レベルの試験で高得点が取れる聴解力をつける	・歌を歌って覚える等、曲を忠実に再現できるように発音に注意する。	・入職後に必要な介護のことばを覚え、円滑に業務がこなせるようになる
2 段階	N3実力養成期～仕上げ期	N3レベルの問題に取り組み、N3程度の合格への実力をつける	・会話や文章中の用例を通してN3レベルの文法を学習し、文型が使われる場面や状況、意味や用法が的確にとらえることができるようになる	・類義語や対義語などの関連語の学習を進めながら語彙を増やし、N3レベルの語彙を理解し、運用できるようになる	・N3レベルの試験に出題される多様なタイプの文章に触れながら、文章読解に必要な語句や表現を整理し、効率よく情報を処理する力を養い、読解力を高める	・N3漢字が読め、書ける。 ・日常生活でよく目にする漢字の意味が理解できる。	・会話文の特徴と話ことばの音の変化を整理し、聴解力を身につける。 ・N3の聴解で出題される5つの問題形式(発話表現、即時応答、課題理解、ポイント理解、概要理解)に慣れ、高得点をとるスキルを身につける	・日常会話やメディア等を参考に、発音が再現できるように注意する。	・入職後に必要な介護のことばを覚え、円滑に業務がこなせるようになる
3 段階	N3取得者向け	総合的な日本語運用力を高め、実習実施者においてある程度円滑にやりとりすることができるようになる	・文章を読解したり、自分の力で文章をまとめたりすることを通して日本語の運用力を高める。	・解説、エッセイ、小説など500字以上のテキストを読んで、概要や論理の展開などが理解できる。	・介護看護の現場で使われる漢字やN2レベルの感じの読み書きができるようになる	・日常生活におけるさまざまな形式の自然な会話が理解できる	・日常会話やメディア等を参考に、発音が再現できるように注意する。	・入職後に必要な介護のことばを覚え、円滑に業務がこなせるようになる	

※ 基本的にはN2保持の留学生が入学することが望ましいですが、N2保持でも特定の日本語能力（読む、書く、聞く、話す等々）に難がある留学生も存在することが想定されます。そのような留学生に対しては、上記のような対応をしていくことが大切です。

コラム：便利ツールを使用して勉強の効率を上げよう！

日本語の意味を留学生の母国語で調べる際、母国語で作られた携帯電話等のアプリ等を使用している学生も多いようです。便利なツールを使えば、勉強の効率もあがりますね。

2. 介護学習についてのサポート体制

定められたカリキュラム通りに授業を行っていても、外国人留学生の日本語能力が芳しくないことや、日本文化に慣れていないこと等で、外国人留学生がスムーズに学習できないことがあります。このため、各介護福祉士養成施設においては、外国人留学生の学習状況に鑑み、介護学習について、きめ細かなサポートをしていく必要があります。

▶(1) 外国人留学生が抱える介護学習についての不安等

来日して一定程度経過している外国人留学生でも、以下のような事柄について不安を抱えている傾向があります。

不安の中には、母国での習慣や文化等の違いによって生じるものもあり、不安解消のためには、日本でのやり方や考え方を丁寧に伝え、理解してもらう必要のある事柄もあります。

外国人留学生が抱える介護学習についての不安等

- ・ 専門用語が理解できない
- ・ 補講とアルバイトの時間調整が難しい
- ・ 母国で 80 歳や 90 歳の高齢者を見たことがなく、介護をする実感が湧かない
- ・ 母国で入浴の習慣がなく、入浴することの意味が理解できない
- ・ 利用者のために何でもやってあげることが良いという価値観を持っていたが、日本では自立支援が大切と学び、混乱する

▶(2) 介護学習についてのサポートについて

① サポート体制の工夫

座学授業は、外国人留学生の用語理解度が異なるため、外国人留学生と日本人のクラスを分ける工夫をすることが考えられる一方、校内における外国人留学生の比率が少ない場合、あえて日本人学生と同じクラスにすることで、日本人学生との交流が生まれ、自学自習により学習状況が向上することもあります。

また、外国人留学生のために補講を実施し、科目担当教員が細かく指導をすることや、クラス担任制を敷き、各外国人留学生の学習状況に合わせたきめ細かな学習サポートをしていくことが効果的です。ただし、補講を行う際は、外国人留学生のアルバイトの時間にも考慮しながら、時間設定等を行う必要があります。

なお、補講を行っても来て欲しい学生は欠席するということも容易に想定できるため、補講の形ではなく、授業開始前の朝の時間や、お昼休み中の時間で、外国人留学生の疑問・質問にいつでも答えられるよう、教員のみならず事務員、その他職員等、介護福祉士養成施設の職員全体で外国人留学生をサポートしていく雰囲気作りや体制を構築することが必要です。

学習サポートの例

- ・ 学生 4～5 人に 1 人担当教員をつけ、わからないことがあれば、担当教員に聞ける状態をつくる
- ・ 外国人留学生の指導に関する会議を定期的で開催し、関係教員、職員間での情報共有を図る
- ・ 定期的に個人面談を実施し、個々の状況把握をする

コラム：お年寄りと触れ合おう

授業や補講の一環で、介護施設に居住する高齢者をお招きし、留学生含む学生と交流を持ってもらうことも効果的です。介護施設でアルバイトをしていない留学生は、日常生活でお年寄りと触れ合う機会が少ないため、お年寄りのイメージがつかえません。特に、アジア諸国では、平均寿命が 60 歳代の国もあるため、そのような国出身の留学生においては、「80-90 代の人なんて見たことない。分からなくて怖い。」などという声もあるようです。

② 学習教材の工夫

外国人留学生向けに平易な表現になっているテキストを使用することが考えられるほか、教材にはルビを振る、別途専門用語を簡単に説明するための教材を独自に用意する等の方法が効果的です。

コラム：介護を学習していくにおいて

介護用語は多岐に渡ることもあり、留学生が介護に関して学習していく上では、日本語能力が大変重要となってきます。日本語に対する理解が低いと、授業の理解等、スムーズに介護の学習ができなくなる恐れがあります。

また、介護用語については暗記を求められることも多いですが、その際、基礎学力や、勉強習慣があることも必要となってきます。勉強の習慣がないと、介護福祉士養成施設での勉強の際の予習や復習もできず、特に試験勉強ができない、ということになります。この点を鑑みると、ある一定の日本語能力に関する試験をパスしていることは、日本語能力をはかるだけでなく、一定の「学習」に対する耐性を確認する、ということにも繋がります。

③ 介護実習での工夫

実習において、特に実習記録を読む、書くことに困難を覚える外国人留学生が多い現状があります。このため、実習受け入れ施設側の指導者と密に連携を取り、学生指導に当たってもらうほか、記録の書き方についてもアドバイスしていく等のサポートが効果的です。

学習サポートの例

- ・ 担当教員が交換日記形式で記録の書き方から文章の添削まで丁寧に指導する
- ・ 2 週間に 1 度は帰校日を設け、集中的な指導をおこなう
- ・ 日常的にはオンラインツール等を活用し、記録状態を担当教員が確認、指導する

なお、実習中の外国人留学生のサポートのためには、実習で行ったことや感じたこと等について以下のような書式を使用してやりとりすることも効果的です。外国人留学生がどのようなことを考え、実践しているのか、介護福祉士養成施設の教員と実習受入れ施設側の指導員と外国人留学生、三者で振り返りつつ、外国人留学生の学びをサポートしていく必要があります。

＜施設の概要や実習中の行動を整理する様式（一例）＞

介護実習記録Ⅰ (施設の概要)										学生名																																																													
実習期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																							
実習施設名 所在地 〒																																																																							
施設長名 実習指導者名																																																																							
施設の基本方針、特徴																																																																							
周辺環境																																																																							
施設長 名 医師 名 看護師 名 准看護師 名 生活相談員 名 () 名 介護職 介護福祉士 名 その他 名 管理栄養士 名 栄養士 名 調理員 名 機能訓練指導員 名 () 名 事務職 名 介護支援専門員 名 (兼務 名)																																																																							
利用者の状況 入所定員 名 現在数 名 (男性 名 女性 名) <table border="1"> <tr> <td>ADL</td> <td>食事</td> <td>排泄</td> <td>入浴</td> <td>移動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自立</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一部介助</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全介助</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護度</td> <td>要支援1</td> <td>要支援2</td> <td>要介護1</td> <td>要介護2</td> <td>要介護3</td> <td>要介護4</td> <td>要介護5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害支援区分</td> <td>非該当</td> <td>区分1</td> <td>区分2</td> <td>区分3</td> <td>区分4</td> <td>区分5</td> <td>区分6</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										ADL	食事	排泄	入浴	移動						自立										一部介助										全介助										要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6				
ADL	食事	排泄	入浴	移動																																																																			
自立																																																																							
一部介助																																																																							
全介助																																																																							
要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5																																																																
障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6																																																																
業務内容 (1日の流れ)										週間予定																																																													
午前										午前																																																													
午後										午後																																																													
0:00										月																																																													
12:00										火																																																													
										水																																																													
										木																																																													
										金																																																													
										土																																																													
										日																																																													
12:00										年間行事																																																													
24:00										4月																																																													
										5月																																																													
										6月																																																													
										7月																																																													
										8月																																																													
										9月																																																													
										その他																																																													
併設事業サービス																																																																							
備考																																																																							

1日の流れについては、ユニット型の実習では担当する利用者によって流れが異なることがあるため、必ずしもこのような書式である必要はありません。

利用者の状況（全体）については、介護施設によっては実習生に対して公開していないところもあります。

施設の概要や施設の方針を記載することで、留学生が施設に対する理解を深めることができます。また、1日の流れや1週間の流れを記載することで、どのような動きで業務が進んでいくかを留学生が理解することができます。

<実習の日々の記録について記載する様式（一例）>

～実際の外国人留学生が記載した文書より～

【記載者情報】

韓国人女性（24歳）。N2保持。在日後2年半経過。日本語学校卒業後、介護福祉士養成施設に入学。

図表 実習前に記載する実習目標等

顔写真添付欄	
フリガナ	
氏名	
	
住所	
自己紹介 通所介護の実習で利用者様とコミュニケーションを図ることと利用者様のおるがままを知ることを学びました。2回目の訪問介護実習では利用者様の生活環境を見て理解することとそれぞれの利用者様についてサービス内容と方法が変わることがあることを学びました。次の施設実習では施設の中での利用者様の生活を見て理解することができるようになりたいです。そして介護記録はどのように書くかを理解したいです。 介護福祉士を目指した理由 韓国で祖母と一緒に住んでいたことがあり、高齢者のことをよく理解しています。昨年4月、日本に来て介護のアルバイトを1年し、介護がもたらしたい、勉強したいと考えるようになりました。今後、韓国も高齢者が増えていくので、韓国も日本のように専門的な介護が必要だと思っています。お国でも助けになることを願って介護福祉士を目指しました。	
実習目標 個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者様の課題を明確にするための利用者様ごとの介護計画の作成を行い、他科目で学習した知識や技術を含め、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得することを目標とします。前回の通所介護、訪問介護の実習では利用者様のおるがままを知ること、利用者様に笑顔であいさつすること、コミュニケーションを図ることができ、利用者様の生活する環境、実際にどのようなサービスを行っているのかを学ぶことができました。訪問介護の実習ではそれぞれの利用者様の生活を見て個別性を理解することと利用者様によってサービスの内容と方法が変わることもあるということを学びました。今回の施設実習では、第一に実習の日記を書くように1日30分ぐらい日本語で自分の思いを書くことを練習することが必要だと思えます。第二は実際に介護施設で使っている専門用語を勉強して現場で状況を理解し実習することができるようになることに取り組みます。第三、認知症の方々の円滑なコミュニケーションを図るために三大認知症の特徴をしっかりと覚えて認知症について理解することに取り組みます。実習では笑顔で利用者様と信頼関係を作ること、努力し、職員の方々に報告・連絡・相談をスムーズに行うことができるように取り組みます。	

図表 実習後に記載する自己評価等

実習全体を通しての自己評価 今日目標の第一は実習日記を書くように1日30分ぐらい日本語で自分の思いを書くことを練習することでした。目標にそって毎日1時間ぐらい日本語で自分の思ったことを書く練習をしながら日記を1日分を30分ぐらい書くようにできました。でも文法的なことと漢字を間違えたところが多かったです。その部分はもう少し頑張りたいと思います。 第二の目標は実際に介護施設で使っている専門用語を勉強することに取り組みました。現場で実際に使っている専門用語を覚えることができ、利用者様の情報収集する時、利用者様のフェイスシート、サマリ、ケアプランを見ることができ、職員に専門用語の意味と病名について質疑応答することや学び理解することができました。第三の目標は認知症の方々の円滑なコミュニケーションを図るために三大認知症の特徴をしっかりと覚えて認知症について理解することに取り組みました。日記にたくさん集めた三大認知症をしっかりと覚えて勉強することはできなかったですが、利用者様とコミュニケーションを図ることは問題なく利用者様と互いにコミュニケーションしたり理解することで利用者様と関わることをできました。今後の実習ではしっかりと取り組むたいと思えました。実習の途中で自分で勝手に思っ利用者様の介助を行ったことがありました。実習生としては利用者様の全てのことを知ることができないので利用者様の安全にもよくないことを学び理解することができました。今後から気を付けて自分の思いで動かないように実習したいと思います。
--

介護福祉士を目指した理由や実習目標を明確にすることで、実習にて何を学ぶ必要があるか、留学生に意識してもらうことができます。

実習後、自己評価をしてもらうことで、足りない能力は何か、今後何を学ぶ必要があるかについて思考整理してもらうことができます。

3. 外国人留学生を指導するにあたって必要な教材

外国人留学生が介護福祉士課程を学ぶにあたっては、十分ではない日本語能力をサポートするためテキストの工夫等が求められます。

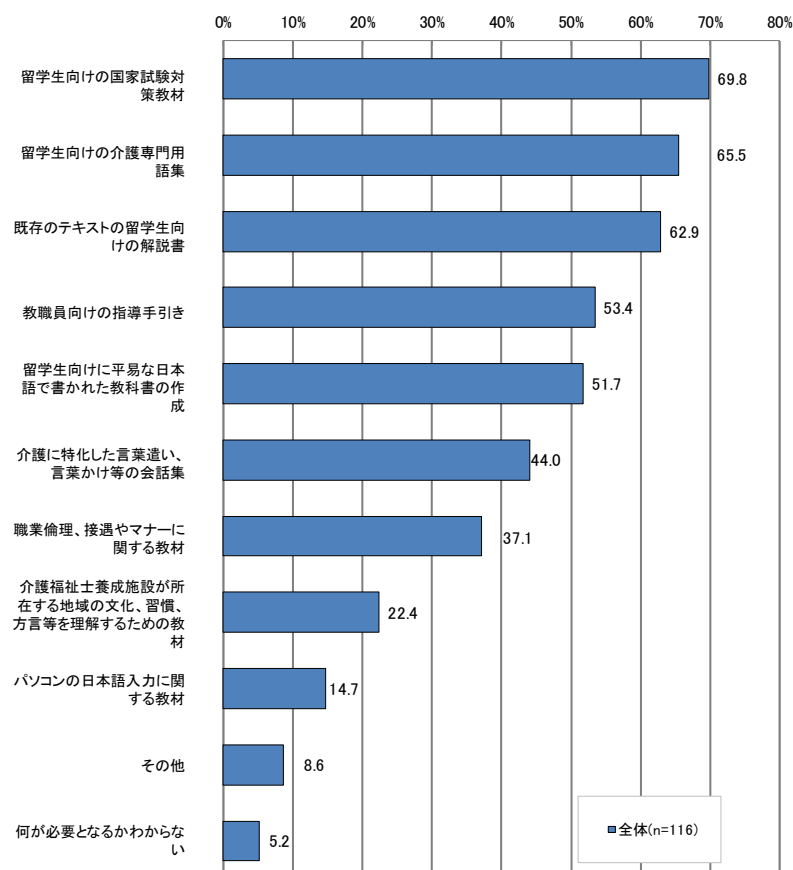
既存テキストを使用する際にはテキストの解説書のほか、外国人留学生向けの介護専門用語集、介護に特化した言葉遣い、言葉かけ等の会話集等の副読本、外国人留学生向けの国家試験対策教材、場合によっては日本の文化を学ぶことのできる教材等が必要になります。外国人留学生向けに平易な日本語で書かれた教科書の作成を検討する必要がある場合もあるほか、状況によっては、写真や図で分かりやすく説明してあるテキストを使用することが外国人留学生の理解を促進することもあるでしょう。

また、教材を使用する際にも留意が必要です。例えば、授業や指導時には、ゆっくりと読む・話す、言葉を簡潔に曖昧な表現を使わない説明をする、板書の際に大きく書いてルビをふるようにする、あるいは教材に書いてある言葉の意味について説明を行ってから授業や指導に入る、などの活用の工夫をするのが良いでしょう。

さらに、外国人留学生を指導する教員に対しても、指導のポイントや留意点等をまとめた手引き書などが重要となります。

なお、すでに外国人留学生を受け入れている介護福祉士養成施設においては、以下のよう
な教材が必要とされています。介護福祉士養成施設によって、外国人留学生の日本語能力や理解度等の特性があることが想定されるため、外国人留学生の学習状況や傾向に応じて、適切な教材が何かについて判断したうえで使用するようにしましょう。

図表 介護福祉士養成課程を学び始めた留学生をサポートするために必要な教材



4. 外国人留学生が身につける必要がある能力

▶(1) 介護業務に対応したコミュニケーションスキル

対人サービスである介護を行う上では、利用者や家族とのコミュニケーションが欠かせません。また、チームケアの一員として介護に従事することから、指導者や同僚とのコミュニケーションも重要となります。

質の高い介護に対応するためには、様々な場面に対応できるコミュニケーションスキルが必要です。

① 介護シーンにおけるコミュニケーション

例えば、食事の介助をする際には、利用者に食事を楽しんでもらうことが重要です。そのための工夫の一つとして会話があります。体が温まり、リラックスできる入浴は多くの利用者に好まれますが、転倒のリスクも高い介護シーンです。入浴を安心して楽しんでもらうためにも、滑りやすい洗い場や浴槽などでの声かけは重要となります。人間が生きる上で欠かせない行為である排泄の介助には利用者の羞恥心が伴います。その羞恥心がもとで対応が困難になることもみられますので、そのような場面にも対応できるコミュニケーション能力を身につける必要があります。

介護業務を行う上で、指導者からの指示や同僚からの申し送りなどでは、たびたび介護用語や専門用語、略語などが使われます。また、迅速な対応が必要なときに指示が早口になることも考えられます。このため、介護現場で就労するためには、業務に必要な基本的な日本語が使えるようになることが必要です。

② 利用者・家族への説明等におけるコミュニケーション

介護業務では、利用者や家族に説明し、同意を求めることが必要となります。介護現場では、しばしば介護用語や専門用語等が使われますが、正確に、わかりやすく伝える力が必要となります。

利用者や家族とのやりとりの中で、方言や古い言葉が使われることもあり、それを聞き取り、理解するコミュニケーション能力も必要です。

③ 相手の気持ちに配慮したコミュニケーション

介護の現場では、利用者の自分勝手と思われることを言われる場合もあります。そんなわがままと思われる言動の裏腹の気持ちをくみつつ、上手にそのような行動を制止できるようになる必要があります。

一方で、コミュニケーションをとろうとしない利用者もいるかもしれません。そのような利用者には、コミュニケーションをとらずに介護をし続ければ良いのでしょうか。質の

高い介護を行う上では、基本的なコミュニケーションは不可欠であり、信頼関係を構築することが重要となるため、その重要性をきちんと理解しなければなりません。

また、高齢者は、親切にされた時の感謝の気持ちを過剰な行動によって示す場合があります。また、親しさを過剰に示された場合なども、どうしたら相手の気持ちを尊重しつつ、断ることができるのかを学ぶ必要があります。

④ トラブル時におけるコミュニケーション

介護業務に限らず、仕事をする中でのトラブルは避けられません。大切なのは、トラブル時の対応です。

利用者に原因があるトラブルを解決するために必要なのは、利用者を責めることではありません。原因をしっかりと把握し、その対応を丁寧に行わなければなりません。外国人留学生はイメージしにくい場面もあると思いますので、具体的な事例を示しつつ、その対応例を学ぶ必要があります。

一方で、介護する側に原因があるトラブルの場合は、まず、失敗を認めて謝ること、そして、失敗をフォローするための対応が大切です。失敗を隠したり、言い訳をしたりすることは、それ以後のコミュニケーションにも悪影響を与えるため避けなければなりません。失敗した際のフォローのステップを学んでおくことが重要となります。

また、利用者が高齢者の場合は、持病を抱えていたり、複数の薬が必要な場合があります。介護業務において、常日頃から様子を注意深く観察することが重要であり、利用者の異常を発見した時に冷静に対応することができます。

⑤ チームケアを行う上でのコミュニケーション

近年、介護現場に様々なニーズを複合的に有する利用者が増えてきました。例えば、認知症があり、その方が同時に糖尿病の治療も必要としている、などです。このような現状を踏まえ、近年、ケアをチームで展開しようという流れが加速化しています。介護福祉士はその専門性や独自性をもってケアしながら、医療や看護の人々と情報を共有して、質の高いサービスに結びつけることが求められています。このため、普段から、他の専門職との良い関係を築いていこうとする気持ちをもつことが大切です。専門職にはそれぞれのバックグラウンドがあり、例えば看護の方々の言葉が分からないこともあるでしょう。その時に必要なことは、『教えてください』という相手を敬う態度です。このような気持ちが職場の良い人間関係を築く意味でも大切なこととなります。

▶(2) 日本人特有のコミュニケーション方法

日本人は直截に表現することを回避する傾向があることはよく言われます。端的にいうと「YES」「NO」をいわずあえて曖昧にする方法で会話することがあります。意見を求められても自分では明確に答えを言わず、「皆さんと同じです」という態度を取ることがあります。これをある人は「日本人の優しさ」といい、ある人は「日本人のいい加減さ」ともいいますが、日本人は「和」を尊ぶ習慣が身についていて、あえてもめ事を起こすような表現を意識的に避けることはよく言われます。

▶(3) 介護記録等にかかる日本語文章力

会話に必要な「聞く」「話す」日本語能力はある程度身につけても、「書く」「文章をつくる」「文章を読む」日本語能力は課題に残りがちです。難しい漢字が読めなかったり、漢字の音読みと訓読みを間違えたり、主語と述語が逆転したり、助詞の使い方を間違えたり、記録の時間がかかったり、記録を理解する時間もかかってしまうことなどがしばしばあるようです。

しかし、より良い介護を提供するためには、記録は必要不可欠です。外国人留学生が後に介護現場で正確な情報を記録するためには、正しい日本語で文章を作成し、書かなければなりません。その記録に時間をかけすぎないことも重要となるでしょう。

また、他の職員が記録したものを読んで、理解することができなければ、適切な介護を提供することができないため、日本語文章力は重要視すべき日本語能力の一つです。

コラム：留学生が困る介護の言葉

難しい介護用語（床ずれを「褥瘡」と表現する等）があります。これは、言葉の対応関係をきちんと理解することも大切となります。また、日本語は一つのこと（事象）にもたくさんの言葉があります。例えばトイレを「便所」といったり「WC」といったり「ご不浄」と言ったりもします。このような一つの言葉に対する多様な表現があることをしっかりと理解してもらったうえでコミュニケーションをとることも必要でしょう。さらに、略語についても留学生を悩ます言葉のひとつです。例えばサービス付高齢者向け住宅を「さこうじゅう」と呼んでみたり、居室担当者を「きょたん」と呼んでみたりもします。このような略称についても、留学生に理解をしてもらう必要があります。

▶(4) 日本式接遇の理解と実践

介護業務に限りませんが、利用者や家族、訪問者や取引関係者に対しては、丁寧語や敬語が使われます。これらを上手に使い分けることも重要となります。また、お辞儀の仕方、お茶の淹れ方、電話の取り方等、様々な事柄が介護施設で働く上で重要となりますので、一定程度の接遇は理解してもらう必要があります。

▶(5) 日本の文化・生活習慣の理解

日本では、家族や家庭よりも仕事を優先する場合もみられるため、外国人が家族や家庭を最優先にして、2 週間休んで国に戻りたいという希望など、理解が得にくい場合があることも予め知っておく必要があります。

▶(6) 日本の介護事情・高齢者への理解

外国人留学生の母国においては、平均寿命が 60－70 歳代の国も存在し、日本で当たり前となっている 80-90 歳代の高齢者と触れ合う機会が今までなかったという外国人留学生も存在します。老いとは何か、認知症とはどのような症状のことを指すのか、等々、身体機能等の変化に基づいた理解が必要となってきます。

5. 国家試験対策

一般的な介護福祉士養成施設では、1年後期から国家試験を意識した授業となり、学生の学習成果を確認しながら国家試験対策が進められます。2年次になると、2回の介護福祉士全国統一模擬試験と、日本語介護福祉士養成施設協会「学力評価試験」の成績等を確認し、必要な対象者には「補習」を行います。特に、国家試験の設問においては、日本人でも迷うような日本語の高度な読解力が求められる問題も含まれており、外国人留学生においては、特に「日本語読解力」を重点的につけてもらう必要があるほか、そもそも国家試験の問題形式に早くから慣れておく、ということも重要です。

なお、試験直前に行う対策学習例は次の通りです。

国家試験の対策学習例

時期	内容
10月初旬～10月下旬 毎週1回1コマ	各自の国家試験に向けての取り組み方法の確認 「人間と社会」分野、「介護」分野、「こころとからだのしくみ」分野の小テスト、答え合わせと振り返り
10月末	第1回模擬試験、答え合わせと振り返り
11月末	第2回模擬試験、答え合わせと振り返り
12月初旬	介護協「学力判定試験」、答え合わせと振り返り
12月初旬～12月下旬 毎週1回、1コマ	「人間と社会」分野、「介護」分野、「こころとからだのしくみ」分野の小テスト、答え合わせと振り返り 「人間と社会」分野の復習
12月末（冬休み）3日間	試験問題、答え合わせと振り返り
1月初旬～1月下旬 毎週1回、1コマ	「人間と社会」分野の復習、「介護」分野の復習 「人間と社会」分野、「介護」分野、「こころとからだのしくみ」分野の小テスト、答え合わせと振り返り

また、勉強する習慣が身についていない外国人留学生もあり、そのような外国人留学生に対しては、1日に少しでも勉強する習慣をつけてもらうことが重要となり、慣れるまでは、1週間の自習のスケジュールを管理したり、タイミングを見て勉強の進捗を確認したりの詳細なサポートが必要となってきます。

V. 参考情報

1. 関連する法制等

【在留資格関連の法制】

在留資格及び在留期間（出入国管理及び難民認定法）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

法別表第1の2に以下を追加

介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動
----	--

在留期間の更新（出入国管理及び難民認定法）

第二十一条 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

- 2 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。
- 4 第二十条第四項の規定は前項の規定による許可をする場合に、同条第五項の規定は第二項の規定による申請があつた場合に、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

在留資格の取消し（出入国管理及び難民認定法）

第二十二条の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。次号において同じ。）又は許可を受けたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。）を受けたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた第七条の二第一項の規定による証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。
- 四 偽りその他不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。

- 五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。
- 六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者にあつては、六月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。）又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 九 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、法務大臣に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 十 中長期在留者が、法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

在留資格の変更（出入国管理及び難民認定法）

- 第二十条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第三項まで及び次条において同じ。）の変更（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けることができる。
- 2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第二十二條第一項の定めるところによらなければならない。
- 3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。
- 4 法務大臣は、前項の規定による許可をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする。この場合において、その許可は、それぞれ当該各号に定める在留カード若しくは在留資格証明書の交付又は旅券若しくは在留資格証明書の記載のあつた時に、当該在留カード、在留資格証明書又は旅券に記載された内容をもつて効力を生ずる。
- 一 当該許可に係る外国人が引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者に該当することとなる時に入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させること。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持しているときに入国審査官に、当該旅券に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。
- 三 第一号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持していないときに入国審査官に、当該外国人に対し新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。
- 5 第二項の規定による申請があつた場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場

合を除く。)において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から二月を経過する日のいずれか早い日までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

【アルバイト関連の法制】

活動の範囲（出入国管理及び難民認定法）

第十九条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行ってはならない。

- 一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者（略）
- 二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動
- 2 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。
- 3 法務大臣は、前項の許可を受けている者が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他その者に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。
- 4 （略）

資格外活動の許可（出入国管理及び難民認定法施行規則）

第十九条 法第十九条第二項の許可（以下「資格外活動許可」という。）を申請しようとする外国人は、別記第二十八号様式による申請書一通並びに当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。
 - 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
 - 二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
- 3 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。
 - 一 第一項に規定する外国人が経営している機関、雇用されている機関、研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体その他これらに準ずるものとして法務大臣が告示をもつて定める機関の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）又は公益法人の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの
 - 二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの
 - 三 当該外国人の法定代理人
- 4 資格外活動許可は、別記第二十九号様式による資格外活動許可書を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に別記第二十九号の二様式による証印をすることによつて行うものとする。この場合において、資格外活動許可が中長期在留者に対するものであるときは、在留カードに法第十九条の四第一項第七号及

び第十九条の六第九項第一号に掲げる事項の記載（第十九条の六第十項の規定による法第十九条の四第一項第七号に掲げる事項及び新たに許可した活動の要旨の記録を含む。第六項において同じ。）をするものとする。

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 一週について二十八時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

6 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格証明書に記載された資格外活動の許可の証印をまつ消するものとする。この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

2. 外国人留学生、外国人労働者に関する相談窓口一覧

外国人留学生等のための相談窓口

●介護福祉士を目指す外国人留学生のための相談窓口

対象：介護福祉士養成施設に在学中の外国人留学生、外国人留学生として介護福祉士養成施設を卒業した方、介護福祉士養成施設、外国人介護人材を受け入れている介護施設

相談専用電話：0120-07-8505（平日 10～13 時、14～18 時）



<https://www.kaigo-ryugaku-support.net/>

外国人労働者の雇用管理・届出相談

●ハローワーク

すべての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れまたは離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、事業所所在地を管轄するハローワークに届け出ることが義務付けられています。各ハローワークでは、外国人労働者の雇用管理・届出等に関する相談に対応しています。

（厚生労働省 HP）「外国人雇用状況の届出」は、全ての事業主の義務であり、外国人の雇入れの場合はもちろん、離職の際にも必要です！

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

3. お役立ちリンク集

労働契約関係

●外国人労働者向けモデル労働条件通知書（厚生労働省HP）

英語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040325-4.html>

タガログ語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040325-2.html>

インドネシア語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040325-7.html>

ベトナム語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040325-8.html>

●労働条件に関するトラブルで困っていませんか？（厚生労働省HP）

日本語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-6.html>

英語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-3.html>

タガログ語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-7.html>

ベトナム語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/vietnam.html>

入国管理関係.....

●出入国管理及び難民認定法関係手続（法務省出入国在留管理庁HP）

http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html

●所属機関による届出手続（法務省出入国在留管理庁HP）

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/shozokutodokede.html>

- 1 就労資格を有する中長期在留者に関する届出手続（主に事業主向け）
- 2 留学生に関する届出手続（主に日本語学校、養成施設向け）

●外国人留学生の住居地を管轄する地方出入国在留管理局（※）又は外国人在留総合インフォメーションセンター（0570-01-3904、IP 電話、PHS、海外からは 03-5796-7112）までお問い合わせください。

（※）<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>

日本語学習支援関係.....

日本語の修得は、候補者が地域の方々、施設内の職員などと円滑にコミュニケーションを行い、国家試験受験に向けて研修・学習を円滑に進めていく上で不可欠です。

受入れ施設においては、次に掲げる日本語学習のためのツールなどを参考にして、候補

者の日本語修得を支援してください。

●日本語学校

施設所在地周辺の日本語学校は、次のアドレスにアクセスし、都道府県あるいは地域から絞り込んでいくことで検索、情報の閲覧が可能です。

- ・(公財)日本語教育振興協会のサイト：<http://www.nisshinkyo.org>
- ・全国日本語学校データベース：<http://www.aikgroup.co.jp/j-school/japanese/index.htm>

●日本語ボランティア教室

日本語ボランティア教室は、次のアドレスにアクセスし、各都道府県の地域国際化協会あるいは(財)自治体国際化協会都道府県支部の情報を閲覧の上、直接照会していただくことで利用可能な教室の確認が可能です。

- ・(一財)自治体国際化協会のサイト：<http://www.clair.or.jp/>

次のアドレスにアクセスし、地域から検索していくことで、日本語ボランティア教室等に関する情報を閲覧することが可能です。

- ・ユビキタス日本語学習サービスのサイト：<http://u-biq.org/volunteemap.html>

国、地方公共団体による支援制度

●外国人雇用サービスセンター（東京・大阪・名古屋）

外国人に係わる情報提供、職業相談・紹介や、事業主に対する外国人雇用の情報提供、支援などを専門的に行っています。

① 東京外国人雇用サービスセンター

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>

② 大阪外国人雇用サービスセンター

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/home.html>

③ 名古屋外国人雇用サービスセンター

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-foreigner/>

●外国人労働者相談コーナー／外国人労働者向け相談ダイヤル

主要な都道府県労働局および労働基準監督署に、外国語での対応が可能な窓口を設け、外国人労働者からの賃金等の雇用条件の相談に対応しています。また厚生労働省では「外国人労働者向け相談ダイヤル」を設け、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語の6言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000184979.pdf>



厚生労働省 社会・援護局 補助事業

介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業
外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け相談支援体制構築の手引き

平成 31 年 3 月発行

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-6-14 三久ビル7階 TEL:03(5512)4745 FAX:03(5512)4746
